

## 答 申

「新宿区基本構想の見直しについて」

「新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」

**【案】**

平成19年2月17日

新宿区基本構想審議会

# 目 次

## 基本構想

- 第 1 章 基本構想の見直し及び基本計画改定の背景
- 第 2 章 基本理念
- 第 3 章 めざすまちの姿
- 第 4 章 まちづくりの基本目標
- 第 5 章 区政運営の基本姿勢

## 基本計画・都市マスタープラン

- 第 1 章 めざすまちの姿とまちづくりの基本目標・都市構造
  - 1 - 1 基本理念
  - 1 - 2 めざすまちの姿とまちづくりの基本目標
  - 1 - 3 都市構造\*

- 第 2 章 まちづくりの基本目標を実現するための個別目標  
及びまちづくりの方針

### 新基本計画における施策体系

#### 1 個別目標

##### まちづくりの基本目標

区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち

- 1 参画と協働により自治を切り拓くまち
- 2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち
- 3 分権型社会に向けた行財政運営をすすめるまち

##### まちづくりの基本目標

だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

- 1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち
- 2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち
- 3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち
- 4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち
- 5 心身ともに健やかにくらせるまち

##### まちづくりの基本目標

安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

- 1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち
- 2 だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち
- 3 災害に備えるまち

#### 4 日常生活の安全・安心を高めるまち

##### まちづくりの基本目標

###### 持続可能な都市と環境を創造するまち

- 1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち
- 2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち
- 3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

##### まちづくりの基本目標

###### まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

- 1 歴史と自然を継承した美しいまち
- 2 ぶらりと道草したくなるまち
- 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

##### まちづくりの基本目標

###### 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

- 1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち
- 2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち
- 3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

#### 2 まちづくりの方針\*

- 2 - 1 土地利用の方針\*
- 2 - 2 都市交通整備の方針\*
- 2 - 3 防災まちづくりの方針\*
- 2 - 4 みどり・公園整備の方針\*
- 2 - 5 景観まちづくりの方針\*
- 2 - 6 住宅・住環境整備の方針\*
- 2 - 7 人にやさしいまちづくりの方針\*

#### 第3章 地区別まちづくり方針\*

- 1 地区別まちづくり方針の考え方\*
- 2 地区別まちづくり方針\*
  - 2 - 1 四谷地区まちづくり方針\*
  - 2 - 2 笹筥地区まちづくり方針\*
  - 2 - 3 榎地区まちづくり方針\*
  - 2 - 4 若松地区まちづくり方針\*
  - 2 - 5 大久保地区まちづくり方針\*
  - 2 - 6 戸塚地区まちづくり方針\*
  - 2 - 7 落合第一地区まちづくり方針\*
  - 2 - 8 落合第二地区まちづくり方針\*

2 - 9 柏木地区まちづくり方針 \*

2 - 10 新宿駅周辺地区まちづくり方針 \*

#### 第4章 基本計画に示す協働リーディング・プロジェクト

その他 区民と専門家によるチェックのしくみの創設

#### 参考

- 1 用語集
- 2 新宿区基本構想審議会諮問文
- 3 新宿区基本構想審議会委員名簿
- 4 新宿区基本構想審議会・起草部会委員名簿
- 5 審議経過

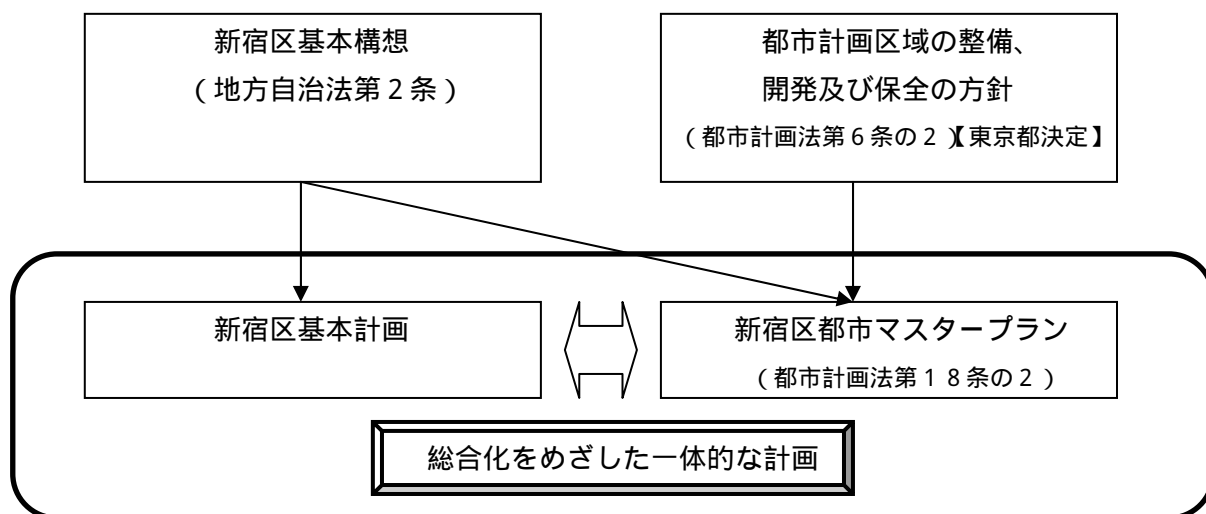
## 答申の構成等について

本答申は、次の2つから構成されています。

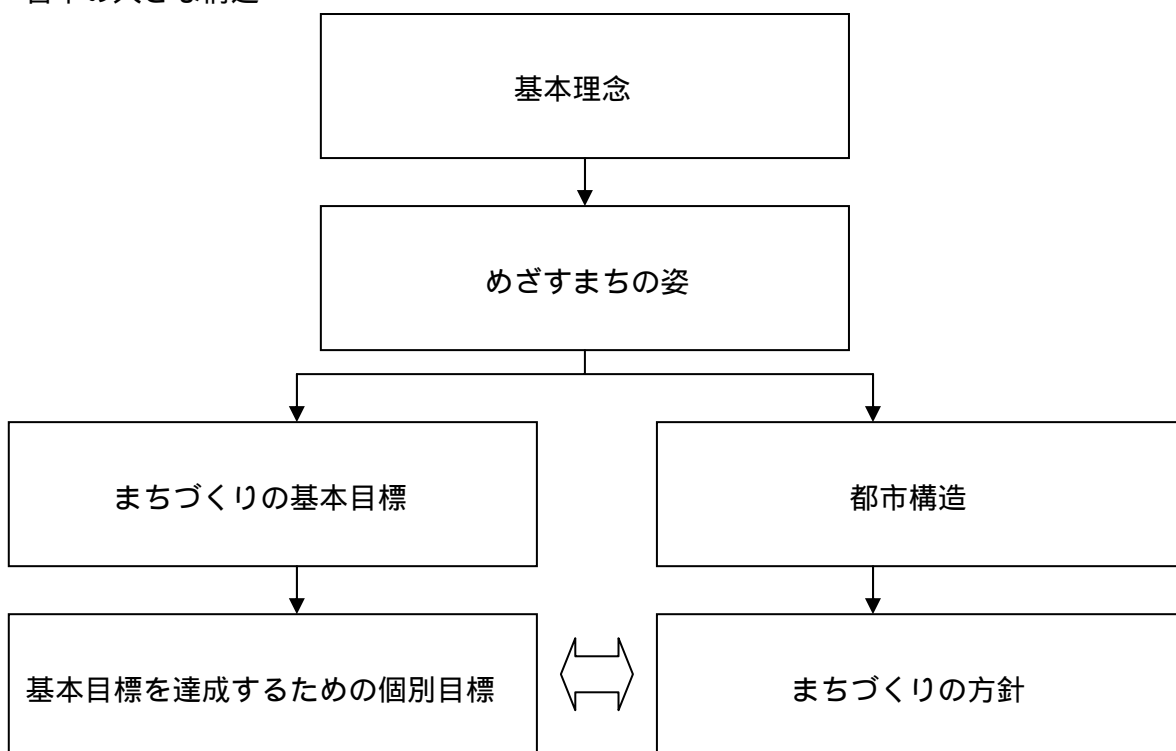
「新宿区基本構想」に係る答申

「新宿区基本計画」と「新宿区都市マスタープラン」との総合化に向けた答申

基本構想、基本計画、都市マスタープランの体系上の関係は下図のとおりです。



## 答申の大きな構造



# 基本構想

# 第1章 基本構想の見直し及び基本計画改定の背景

---

新宿区では、平成9年に「新宿区基本構想」を策定し、21世紀初頭を展望した区の将来像を「ともに生き、集うまち」「ともに考え、創るまち」と決めました。同時に、この基本構想を実現するため、具体的な施策の方向性を示した10年間を計画期間とする「新宿区基本計画」をあわせて策定し、これを行政運営の基本として、その着実な推進を図ってきました。

しかし、我が国は今、急速に進む少子高齢化により人口減少が始まるという、これまでに経験したことのない事態に直面しています。新宿区においては、ここしばらくは人口の微増が続くものと思われそうですが、その後は人口減少局面を迎えるものと考えられます。人口減少社会の到来は、わたしたちの暮らしの様々な場面にその影響を及ぼし始めており、その的確な対応が求められています。

また昨今は、これまで確実に強固なものとして信じられてきた安全・安心についても、信頼が大きく揺らいでいます。

さらに、大量生産・大量消費をもたらした現代社会は、大量の廃棄物を発生させるとともに深刻な環境破壊をまねいています。

一方、地方分権改革が進む中、自治意識の高まりを受け、区民のまちづくりへの参加や行政サービスへの関心が高まっており、地方自治体のあり方が一層問われる時代を迎えています。

こうした環境変化にともない、行政には政策の選択や事業の効果について評価し、説明責任を果たすことが、これまで以上に求められています。

同時に、これまで専ら行政が担ってきた公共の分野についても、行政だけではなく、区民、地域団体、NPO、企業など多様な主体が、相互の信頼に基づき、それぞれ責任をもって、担い合う社会の実現が求められています。

そのため、これからはまちづくりを進める基本姿勢として、新宿区がめざすべきまちの姿を明らかにし、それをまちづくりの全ての主体が共有することが重要となります。

また、地域分権、地域主権の時代にあっては、それぞれの自治体や地域が、その個性や特色を活かしたまちづくりを進めることが大切です。さらに、これからは次代を担う子どもたちにしっかり引き継いでいくことができる、持続可能なまちづくりが求められています。

これらの点を踏まえ、今後も区民が安心して心豊かに住み続けられる新宿区を実現していくため、基本構想を改定するとともに、新たに基本計画と都市マスタープランの総合化をめざした一体的な計画を策定するものです。

## 第2章 基本理念

わたしたちは、新しい基本構想の根底を貫く考え方として、次の3つの理念を掲げます。

### <区民が主役の自治をつくります>

区政の主役は区民であり、区政のあらゆる局面において、区民の意志を尊重し、区民の意欲や創意工夫を生かしたまちづくりを進めます。また、区民の参画と協働により、それぞれの地域の個性ある生活や文化を重視して、豊かな地域社会をつくります。

### <一人ひとりを人として大切に社会を築きます>

新宿区は、多くの人々が暮らし、働き、学ぶ場であり、また憩い、くつろぎ、楽しむ都市です。この多様性と懐の深さを積極的に捉え、区民一人ひとりが、互いの多様な個性を理解し合い、認め合うとともに、地域の一員として共に生きていく福祉社会を築きます。

### <次の世代が夢と希望をもてる社会をめざします>

新宿の土地、自然、歴史、文化などのまちの記憶を共有するとともに、今を生きる人だけでなく、次の世代も、夢と希望をもって、心豊かに平和に生きることができる安定した社会をめざします。そして、次の世代にも引き継いでいくことができる、将来にわたって持続可能な社会を創っていきます。

### 【考え方】

- ・ 現基本構想の基本理念は、「人間性の尊重」「自立と交流連帯」「地域性の重視」の三つを掲げています。これらはいずれも引き続き区政運営において重視すべき理念ですが、社会経済動向の変化や区民会議からの提言内容などを踏まえ、「自治意識の高まり」「共生の重視」「未来への責任」という視点から、今回、基本理念を新たに設定しました。
- ・ 新たな基本理念は、提言書より、自治体運営の基本的な考え方に相当する内容をもとに整理し、誰にも理解できるよう、できるだけわかりやすい表現にしました。
- ・ 本答申における「区民」という用語については、基本的には、新宿区に住む人々はもとより、新宿区に働き、学び、集い、憩う、多くの人々を含む、広い概念として捕らえています。



## 第3章 めざすまちの姿

---

新基本構想では、3つの基本理念を踏まえ、概ね20年後を想定した新宿区の「めざすまちの姿」を次のとおり定めます。

### 資料1 審議事項

#### 【考え方】

『新宿力』とは、ひとつは自然や歴史、文化芸術、経済活動等を背景にこれまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力です。もうひとつは多様性、先端性を受容する都市としての懐の深さを背景に、新宿に集まる多種多様な人の持つ無限に広がる未知のエネルギーです。この二つを包括的に表現したのが『新宿力』です。

『新宿力』とは何かを自問するところから、私たちのこれからのまちづくりが始まります。

『新宿力』は、新宿に住む人々はもとより、新宿に働き、学び、集い、憩う、多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい！」という《自治の力》を象徴的に表したものです。

この『新宿力』を原動力として、わたしたちは、これからも多様な人々との交流を深め、活発化することにより、「にぎわい」がみなぎる新宿を創造していきます。また、同時にわたしたちは、都市としての「やすらぎ」も大切と考えます。「やすらぎ」と「にぎわい」が共存し、調和したまち・新宿の未来を、次世代を担う子どもたちの将来を見据え、わたしたちは創造していきます。

## 第4章 まちづくりの基本目標

「めざすまちの姿」の実現にむけ、次の6つを「まちづくりの基本目標」として掲げます。

まちづくりの基本目標

【区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち】

まちづくりの基本目標

【だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち】

まちづくりの基本目標

【安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち】

まちづくりの基本目標

【持続可能な都市と環境を創造するまち】

まちづくりの基本目標

【まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち】

まちづくりの基本目標

【多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち】

### 【考え方】

まちづくりの基本目標は、新宿区民会議提言をベースに、生活者の視点を踏まえた大きな括りとしての「生活課題」に即したものとして設定しています。このため、必要に応じて、縦割りの行政分野別にとらわれない横断的なものとなっています。

基本目標1は、「自治」の観点から捉えています。

(他の5つの目標を下支えする役割を担います。)

基本目標2は、「ひとの育ち、成長」の観点から捉えています。

基本目標3は、「日々の暮らし」の観点から捉えています。

基本目標4は、「都市の骨格、機能」の観点から捉えています。

基本目標5は、「都市の魅力、楽しさ」の観点から捉えています。

基本目標6は、「文化、産業」の観点から捉えています。

---

**基本目標 【区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち】**

区政の主役は、言うまでもなく新宿区民です。区民が幸せにくらすことができる、新宿らしい魅力にあふれた豊かな地域社会を、区民自身の手で育み、創り出すことのできるまち、それが区民が主役のまち・新宿のめざす姿です。

多様化・複雑化する地域の課題に対し、区民が主体的に考え、区民自身の選択と行動によって解決することをめざします。こうした区民の意欲と創意工夫を活かした、参画と協働を基本とするまちづくりを進めていくため、区民主体のまちづくりの理念と仕組みを確立するとともに、区民の力を十分発揮できる環境整備を行います。

また、区民の参画と協働を適切に受け止めることのできる区政運営の体制づくりを進め、区民が自治の主役となるまちを創っていきます。

**基本目標 【だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち】**

すべての区民が心豊かにくらすためには、一人ひとりが個人として尊重されることが基本です。お互いを認め合い、共に生きることができると社会の実現をめざします。

また、すべての子どもの健やかな育ちと自立を支援し、自分らしい生き方ができるように成長していける環境づくりを進めます。

未来を担う子どもたち一人ひとりの生きる力を育むとともに、子どもたちが多様な考え方や生き方など、それぞれの個性を互いに認め合い、ふれあいや交流の中から、互いの成長を見守り、応援し合う豊かな人の育ちをめざします。

区民一人ひとりが、社会の中で役割を担いながら心身ともに健やかに、生涯を通じて自分らしく成長していけるまちを創っていきます。

**基本目標 【安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち】**

区民が日々の生活を心安らかに過ごすためには、生命や財産などの安全が確保されることが基本です。大地震などの自然災害に対する備えを十分行うとともに、地域の人々が自らの手で地域の安全を守り、互いに支え合う取り組みを進めます。また、支えが必要なとき、だれもがいつでも適切なサービスを受けられ、住み慣れた地域のなかで、そのひとらしい日々の生活を健やかに送れるまちをめざします。さらに、だれもが生涯にわたって社会に参加できるよう、参加を妨げる要素のない社会環境づくりと、区民が互いに社会参加を支援しあう関係づくりをめざします。

すべての区民が、安全、安心で質の高い生活環境を実感しながら、いきいきと住みくらすことのできるまちを創っていきます。

---

基本目標 【持続可能な都市と環境を創造するまち】

今後の新宿区のまちづくりが目指す方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

資源循環を推進するとともに、地球温暖化対策を進め、環境への負荷をできるだけ抑え、未来へ引き継ぐことができる、環境に配慮したまちの創造をめざします。

また、都市を支える新たなインフラ（基盤）として、豊かな水とみどりの保存と創造を積極的に進め、やすらぎと潤いのあるまちをめざします。

さらに、新宿区の多様な都市活動を支えていくために、人と環境に配慮した都市施設や交通網などの都市基盤の整備を促進するとともに、だれもが自由に行動できる都市空間を形成し、持続可能な都市と環境を創っていきます。

基本目標 【まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち】

人々が自然やまちの文化・歴史を身近に感じ、歩くのが楽しくなるようなまちをめざします。

経済効率の向上を優先させたまちづくりは、私たちの生活を豊かに便利にしてきましたが、その反面、地域の個性や文化、歴史の記憶が失われつつあります。

新宿のもつ自然の記憶を活かし、歴史的風土や自然環境と調和した景観を守り、育むまちづくりを進めます。

そのため、地域の個性を活かしたまちづくりを地域が主体で取組めるようなしくみづくりを進め、景観や地域の個性や魅力を十分活かした、区民にとってもまた新宿を訪れる人にとっても歩くのが楽しくなる、美しいまち・新宿を創っていきます。

基本目標 【多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していく】

新宿は、古くから今日に至るまで、多くの人たちの働く場として、集いの場として、多様な文化が育まれると同時に、新たな最先端の文化を生み出してきました。

このような都市としての歴史的蓄積やまちのもつ多様性を活かし、新宿が培ってきた文化をさらに成熟させ、国際性豊かな風格のある都市文化としての「新宿らしさ」の創造をめざします。こうした文化や伝統を活かし、新宿のまち全体の魅力を高め、区民が誇れる、そして新宿を訪れる人が繰り返し訪れたい賑わいと活力あふれるまちをめざします。

また、新宿のもつ歴史と都市特性を活かし、新宿ならではの新たな産業を創造し、若者が各地から集い、いきいきと学び、働き、くらすことができる、多様なライフスタイルが交流するまちを創造していきます。

## 第5章 区政運営の基本姿勢

---

めざすまちの姿や、まちづくりの6つの基本目標を実現していくにあたり、区は以下の基本姿勢で区政運営に取り組みます。

### 1. 区民起点の区政運営を行います。

区政の主役は区民です。区は、区民のよりゆたかなくらしの実現のためにあります。そのことが区政運営の起点です。新宿区は、「区民の、区民による、区民のための区政」をめざし、区民起点の区政運営を行います。

区民を起点とした区政運営とは、自分の仕事や行動が、「区民が本当に求めているのか、区民のためになるのか」という原点に絶えず立ち戻り、検証することです。区政の原点を、一人ひとりの職員が常に念頭において職務を遂行する、区民起点の区政運営を行っていきます。

### 2. 協働と参画を基本に、区民の知恵と力を活かす区政運営を行います。

分権時代にふさわしい自治の実現をめざし、協働と参画を基本とするまちづくりを進めます。

区民の知恵と力を活かした協働の取り組みや、区民のまちづくりへの主体的な取り組みを推進していくことにより、**一歩ずつ**住民自治の実現を図ります。

そのためには、協働と参画の前提となるまちづくりの課題や目標を区民と区が共有できるよう、区政の情報公開をより一層推進します。

そのうえで、行政として本来果たさなければならない社会のセーフティーネットやルールづくり、多様な主体に対するコーディネートなどについて、区は積極的にその役割を果たします。

### 3. 地域力を高める区政運営を行います。

地域の行政課題は地域が主体となって、自らの創意と工夫により解決できるよう、地区協議会に対する人的及び財政的支援を充実し、地区協議会の機能強化を促進します。

また、特別出張所については、地域コミュニティを支える核として、さらに、地域と行政とを繋ぎ、結ぶ窓口として、その機能の充実を図ります。

そうした取り組みを通して、地区協議会がNPOや専門家等の多様な主体との連携により、地域の課題を自ら発見し、自ら解決していく力を一層高めていくことを支援していきます。

---

## 4．区民に成果が見える区政運営を行います。

「何を行ったか」を重視する区政から、「区民生活にどのような成果をもたらしたのか」を重視する区政へと転換を図ります。

計画の進行管理を行い、その成果を区民が評価できるしくみを組み込みます。

こうした評価と予算・決算との連動を図ることで、計画の実質化・実効性の確保を図るとともに、区民の評価を反映した施策や事業の見直しを柔軟に行います。

## 5．効率的・効果的な区政運営を行います。

人員や予算等の限られた行政資源を最も効率的・効果的に活用することがいつの時代でも重要です。政策の優先度を明らかにするとともに、職員一人ひとりが適切なコスト意識を持ち、効率的・効果的な区政運営を目指します。

政策目標に対し、実施効果がどの程度上がっているのか、行政評価の手法により、経済性、効率性、有効性の各面から検証していくしくみを充実します。

## 6．職員の力を活かす区政運営を行います。

区民ニーズに的確に対応した区民サービスを提供するためには、職員の意識改革を進め、職員一人ひとりが常に、明確な目標と意欲をもって職務に従事することが重要です。

そのためには、組織目標と職員の個人目標が一致するとともに、職員の意欲や能力、職務の実績が適切に評価され、人事給与制度に反映されるしくみが必要です。

分権時代にふさわしい行政感覚と現場・現実を重視する職員が育つ環境づくりを進め、職員の力が最大限に活かされる区政運営を行います。

# 基本計画・都市マスタープラン

## **第 1 章 めざすまちの姿と**

### **まちづくりの基本目標・都市構造**



# 1 - 1 基本理念

わたしたちは、新しい基本構想の根底を貫く考え方として、次の3つの理念を掲げます。

## < 区民が主役の自治をつくります >

区政の主役は区民であり、区政のあらゆる局面において、区民の意志を尊重し、区民の意欲や創意工夫を活かしたまちづくりを進めます。また、区民の参画と協働により、それぞれの地域の個性ある生活や文化を重視して、豊かな地域社会をつくります。

## < 一人ひとりを人として大切に作る社会を築きます >

新宿区は、多くの人々が暮らし、働き、学ぶ場であり、また憩い、くつろぎ、楽しむ都市です。この多様性と懐の深さを積極的に捉え、区民一人ひとりが、互いの多様な個性を理解し合い、認め合うとともに、地域の一員として共に生きていく福祉社会を築きます。

## < 次の世代が夢と希望をもてる社会をめざします >

新宿の土地、自然、歴史、文化などのまちの記憶を共有するとともに、今を生きる人だけでなく、次の世代も、夢と希望をもって、心豊かに平和に生きることが出来る安定した社会をめざします。そして、次の世代にも引き継いでいくことができる、将来にわたって持続可能な社会を創っていきます。

### 【考え方】

- ・ 現基本構想の基本理念は、「人間性の尊重」「自立と交流連帯」「地域性の重視」の三つを掲げています。これらはいずれも引き続き区政運営において重視すべき理念ですが、社会経済動向の変化や区民会議からの提言内容などを踏まえ、「自治意識の高まり」「共生の重視」「未来への責任」という視点から、今回、基本理念を新たに設定しました。
- ・ 新たな基本理念は、提言書より、自治体運営の基本的な考え方に対応する内容をもとに整理し、誰にも理解できるように、できるだけわかりやすい表現にしました。
- ・ 本答申における「区民」という用語については、基本的には、新宿区に住む人々はもとより、新宿区に働き、学び、集い、憩う、多くの人々を含む、広い概念として捉えています。

## 1 - 2 めざすまちの姿とまちづくりの基本目標

新基本構想では、3つの基本理念を踏まえ、概ね20年後を想定した新宿区の「めざすまちの姿」を次のとおり定めます。

### 資料1 審議事項

#### 【考え方】

『新宿力』とは、ひとつは自然や歴史、文化芸術、経済活動等を背景にこれまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力です。もうひとつは多様性、先端性を受容する都市としての懐の深さを背景に、新宿に集まる多種多様な人の持つ無限に広がる未知のエネルギーです。この二つを包括的に表現したのが『新宿力』です。

『新宿力』とは何かを自問するところから、私たちのこれからのまちづくりが始まります。

『新宿力』は、新宿に住む人々はもとより、新宿に働き、学び、集い、憩う、多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい！」という《自治の力》を象徴的に表したものです。

この『新宿力』を原動力として、わたしたちは、これからも多様な人々との交流を深め、活発化することにより、「にぎわい」がみなぎる新宿を創造していきます。また、同時にわたしたちは、都市としての「やすらぎ」も大切と考えます。「やすらぎ」と「にぎわい」が共存し、調和したまち・新宿の未来を、次世代を担う子どもたちの将来を見据え、わたしたちは創造していきます。

「めざすまちの姿」の実現にむけ、次の6つを「まちづくりの基本目標」として掲げます。

まちづくりの基本目標

【区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち】

まちづくりの基本目標

【だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち】

まちづくりの基本目標

【安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち】

まちづくりの基本目標

【持続可能な都市と環境を創造するまち】

まちづくりの基本目標

【まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち】

まちづくりの基本目標

【多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち】

#### 【考え方】

まちづくりの基本目標は、新宿区民会議提言をベースに、生活者の視点を踏まえた大きな括りとしての「生活課題」に即したものとして設定しています。このため、必要に応じて、縦割りの行政分野別にとらわれない横断的なものとなっています。

基本目標1は、「自治」の観点から捉えています。

(他の5つの目標を下支えする役割を担います。)

基本目標2は、「ひとの育ち、成長」の観点から捉えています。

基本目標3は、「日々の暮らし」の観点から捉えています。

基本目標4は、「都市の骨格、機能」の観点から捉えています。

基本目標5は、「都市の魅力、楽しさ」の観点から捉えています。

基本目標6は、「文化、産業」の観点から捉えています。

---

**基本目標 【区民が自治の主角として、考え、行動していけるまち】**

区政の主角は、言うまでもなく新宿区民です。区民が幸せにくらすことができる、新宿らしい魅力にあふれた豊かな地域社会を、区民自身の手で育み、創り出すことのできるまち、それが区民が主角のまち・新宿のめざす姿です。

多様化・複雑化する地域の課題に対し、区民が主体的に考え、区民自身の選択と行動によって解決することをめざします。こうした区民の意欲と創意工夫を活かした、参画と協働を基本とするまちづくりを進めていくため、区民主体のまちづくりの理念と仕組みを確立するとともに、区民の力を十分発揮できる環境整備を行います。

また、区民の参画と協働を適切に受け止めることのできる区政運営の体制づくりを進め、区民が自治の主角となるまちを創っていきます。

**基本目標 【だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち】**

すべての区民が心豊かにくらすためには、一人ひとりが個人として尊重されることが基本です。お互いを認め合い、共に生きることができる社会の実現をめざします。

また、すべての子どもの健やかな育ちと自立を支援し、自分らしい生き方ができるように成長していける環境づくりを進めます。

未来を担う子どもたち一人ひとりの生きる力を育むとともに、子どもたちが多様な考え方や生き方など、それぞれの個性を互いに認め合い、ふれあいや交流の中から、互いの成長を見守り、応援し合う豊かな人の育ちをめざします。

区民一人ひとりが、社会の中で役割を担いながら心身ともに健やかに、生涯を通じて自分らしく成長していけるまちを創っていきます。

**基本目標 【安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち】**

区民が日々の生活を心安らかに過ごすためには、生命や財産などの安全が確保されることが基本です。大地震などの自然災害に対する備えを十分行うとともに、地域の人々が自らの手で地域の安全を守り、互いに支え合う取り組みを進めます。また、支えが必要なとき、だれもがいつでも適切なサービスを受けられ、住み慣れた地域のなかで、そのひとらしい日々の生活を健やかに送れるまちをめざします。さらに、だれもが生涯にわたって社会に参加できるよう、参加を妨げる要素のない社会環境づくりと、区民が互いに社会参加を支援しあう関係づくりをめざします。

すべての区民が、安全、安心で質の高い生活環境を実感しながら、いきいきと住みくらすことのできるまちを創っていきます。

---

基本目標 【持続可能な都市と環境を創造するまち】

今後の新宿区のまちづくりが目指す方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

資源循環を推進するとともに、地球温暖化対策を進め、環境への負荷をできるだけ抑え、未来へ引き継ぐことができる、環境に配慮したまちの創造をめざします。

また、都市を支える新たなインフラ（基盤）として、豊かな水とみどりの保存と創造を積極的に進め、やすらぎと潤いのあるまちをめざします。

さらに、新宿区の多様な都市活動を支えていくために、人と環境に配慮した都市施設や交通網などの都市基盤の整備を促進するとともに、だれもが自由に行動できる都市空間を形成し、持続可能な都市と環境を創っていきます。

基本目標 【まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち】

人々が自然やまちの文化・歴史を身近に感じ、歩くのが楽しくなるようなまちをめざします。

経済効率の向上を優先させたまちづくりは、私たちの生活を豊かに便利にしてきましたが、その反面、地域の個性や文化、歴史の記憶が失われつつあります。

新宿のもつ自然の記憶を活かし、歴史的風土や自然環境と調和した景観を守り、育むまちづくりを進めます。

そのため、地域の個性を活かしたまちづくりを地域が主体で取組めるようなしくみづくりを進め、景観や地域の個性や魅力を十分活かした、区民にとってもまた新宿を訪れる人にとっても歩くのが楽しくなる、美しいまち・新宿を創っていきます。

基本目標 【多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していく】

新宿は、古くから今日に至るまで、多くの人たちの働く場として、集いの場として、多様な文化が育まれると同時に、新たな最先端の文化を生み出してきました。

このような都市としての歴史的蓄積やまちのもつ多様性を活かし、新宿が培ってきた文化をさらに成熟させ、国際性豊かな風格のある都市文化としての「新宿らしさ」の創造をめざします。こうした文化や伝統を活かし、新宿のまち全体の魅力を高め、区民が誇れる、そして新宿を訪れる人が繰り返し訪れたい賑わいと活力あふれるまちをめざします。

また、新宿のもつ歴史と都市特性を活かし、新宿ならではの新たな産業を創造し、若者が各地から集い、いきいきと学び、働き、くらすことができる、多様なライフスタイルが交流するまちを創造していきます。

## **第2章 まちづくりの基本目標を実現するための 個別目標及びまちづくりの基本方針**

# 新基本計画における施策体系



(注) は基本施策の具体的内容の例示

だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

人権意識の醸成  
 人権尊重が根付いていくための取組みの推進  
 人権教育の推進  
 社会参加と交流の促進  
 区民の自主的取組みへの支援  
 インターネット等を利用した人権侵害の根絶

男女共同参画の推進  
 男女の人権の尊重  
 職場、家庭、地域における男女共同参画の実現  
 区政への女性の参画の拡大

子どもの人権尊重  
 子どもの虐待防止と権利擁護  
 子どもの権利条例の制定

支援を必要とする人々の人権の尊重  
 障がいのあるひと・高齢者・外国人の人権尊重  
 ホームレス等に対する偏見や差別意識の解消

2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

地域で安心して子育てができるしくみづくり  
 子育てに関する相談・支援体制の充実  
 地域における子育て支援サービスの充実  
 母と子の健康を守る保健医療の充実  
**子育て負担感の軽減**

仕事と家庭生活との**バランス**の支援  
 時代の変化に対応した保育環境の整備と子育て支援の充実  
 仕事と子育ての**バランスが取れる**職場環境づくりの推進  
 (ワーク・ライフ・バランス)

特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進  
 障がいや発達に遅れがある子どもの子育て支援  
 ひとり親家庭への支援と自立の促進  
 外国人家庭への支援

子どもの成長に応じた支援  
 子どもの居場所の確保や公園・遊び場の充実  
 小学校を活用した放課後の子どもの居場所の充実  
 高齢者等と子どもの交流促進

子どもの安全と子どもを守る環境づくり  
 子どもを犯罪から守る取組みの充実  
 子どもを交通事故から守る取組みの充実  
 子どもに有害な情報を適切に管理する仕組みの強化  
 子育て世帯への住まい支援

3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実  
 豊かな心を育む教育の推進  
 確かな学力を育み個性や創造力を伸ばす教育の充実  
 就学前の子どもの健やかな成長を育む幼児教育の充実

学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり  
 学校支援の充実  
 教育環境の整備

家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり  
 地域に開かれた学校づくり  
 家庭・地域における教育力の向上と協働・連携の推進

4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち

生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実  
 生涯学習活動への支援  
 地域での学び・スポーツの場と機会の確保

生涯学習活動を推進する地域人材の育成  
 地域での学びを支える人材づくり

区民に役立つ使いやすい図書館機能の充実  
 中央図書館機能の充実と整備  
 学習を支える情報センターづくり

次代を担う若者への応援  
 若者の社会的自立の支援

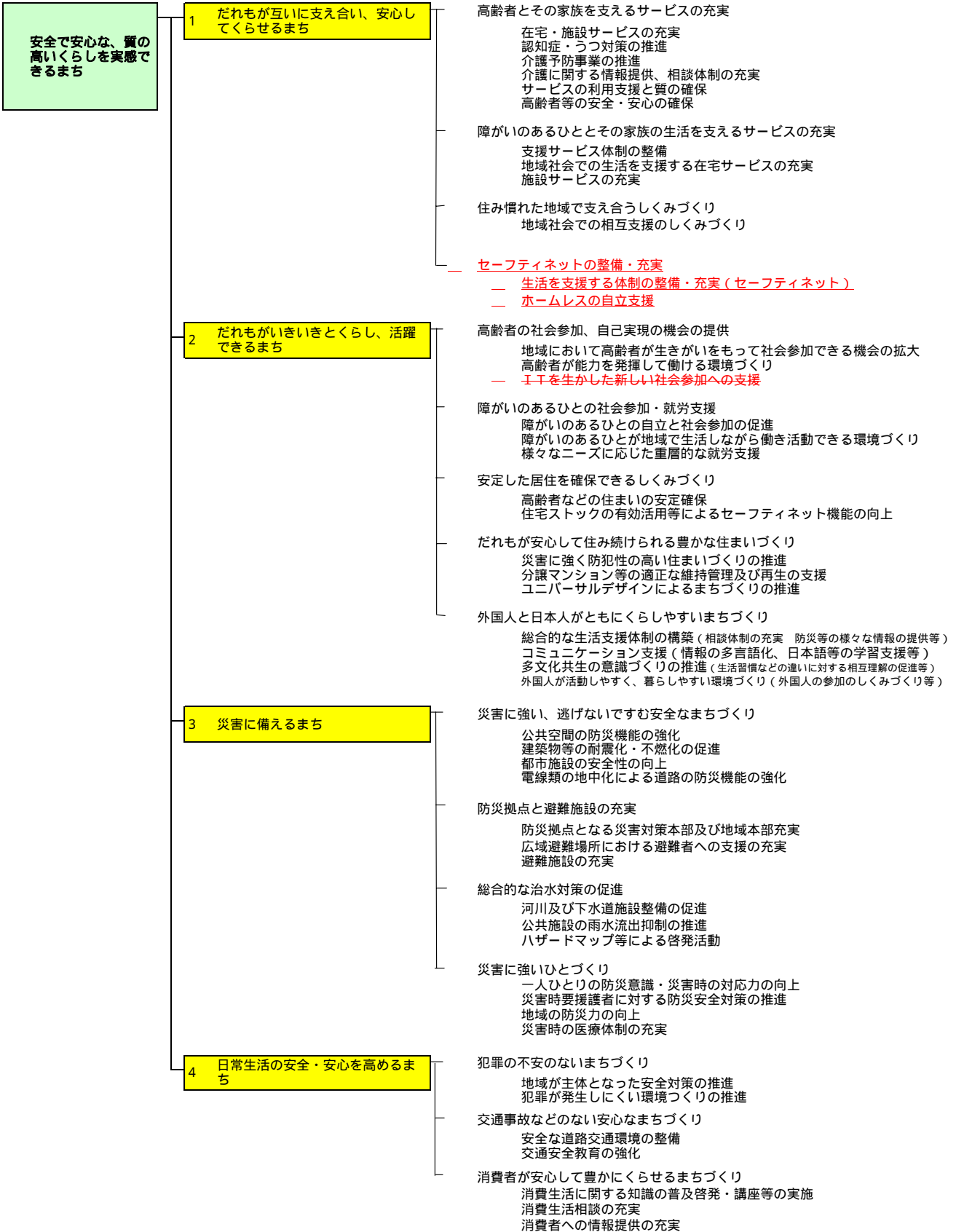
5 心身ともに健やかにさせるまち

一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進  
 区民みずから主体となる健康づくり  
 生活習慣病予防の推進  
 がん予防の推進  
 食育の推進

多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の推進  
 多様化する健康危機への対応(感染症対策、食品の安全確保対策の充実等)  
 こころの健康づくりの推進  
 生活衛生の推進



(注) は基本施策の具体的内容の例示



まちづくりの基本目標

個別目標

基本施策

(注) は基本施策の具体的内容の例示

持続可能な都市と環境を創造するまち

1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

- 資源循環型社会の構築
  - ゴミの発生抑制を基本とするゴミの減量とリサイクルの推進
  - 資源とゴミの分別収集の拡充
  - 資源循環型の生活スタイル確立に向けた事業者・区民への啓発の強化
  - 省エネ・低コスト化の推進
- 地球温暖化対策の推進
  - 事業者の省エネルギーへの取組みの促進・支援
  - 区民の省エネルギーへの取組みの促進・支援
  - 地球環境にやさしい交通・まちづくり
  - エネルギー消費量の低減を図るための施策の展開
- 良好な生活環境づくりの推進
  - 公害の防止と良好な生活環境の保全
  - 路上喫煙防止対策の推進
  - ポイ捨て防止と美しいまちづくりの推進
  - まち美化の推進
- 総合的な環境施策の推進
  - 環境学習・教育の推進
  - 環境学習情報センターの機能充実
  - 環境保全型まちづくりの推進

2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

- 水とみどりの骨格の形成
  - 水とみどりの環の形成
  - 7つの都市の森のみどりの拡充
- みどりを残し、まちへ広げる
  - みどりの保全・活用
  - みどりのまちづくりの推進
- 水やみどりに親しめる環境づくり
  - 目に見えるみどりの整備
  - 貴重な自然の保全と再生
  - うるおいのある水辺空間の整備

3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

- だれもが自由に行動できる都市空間づくり
  - 公共交通の整備
  - 交通結節点の整備
  - 自転車利用を支える都市環境づくり
  - 人にやさしい都市空間づくり
- 人と環境に配慮した道路等の整備
  - 車中心から人間中心への道路の整備
  - 都市基盤を支える道路・公園・橋りょう等の整備

まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

1 歴史と自然を継承した美しいまち

- 地域特性に応じた景観の創出・誘導
  - 地域特性に応じた、細やかな単位での景観誘導
  - 多様な主体との連携による景観まちづくりの推進

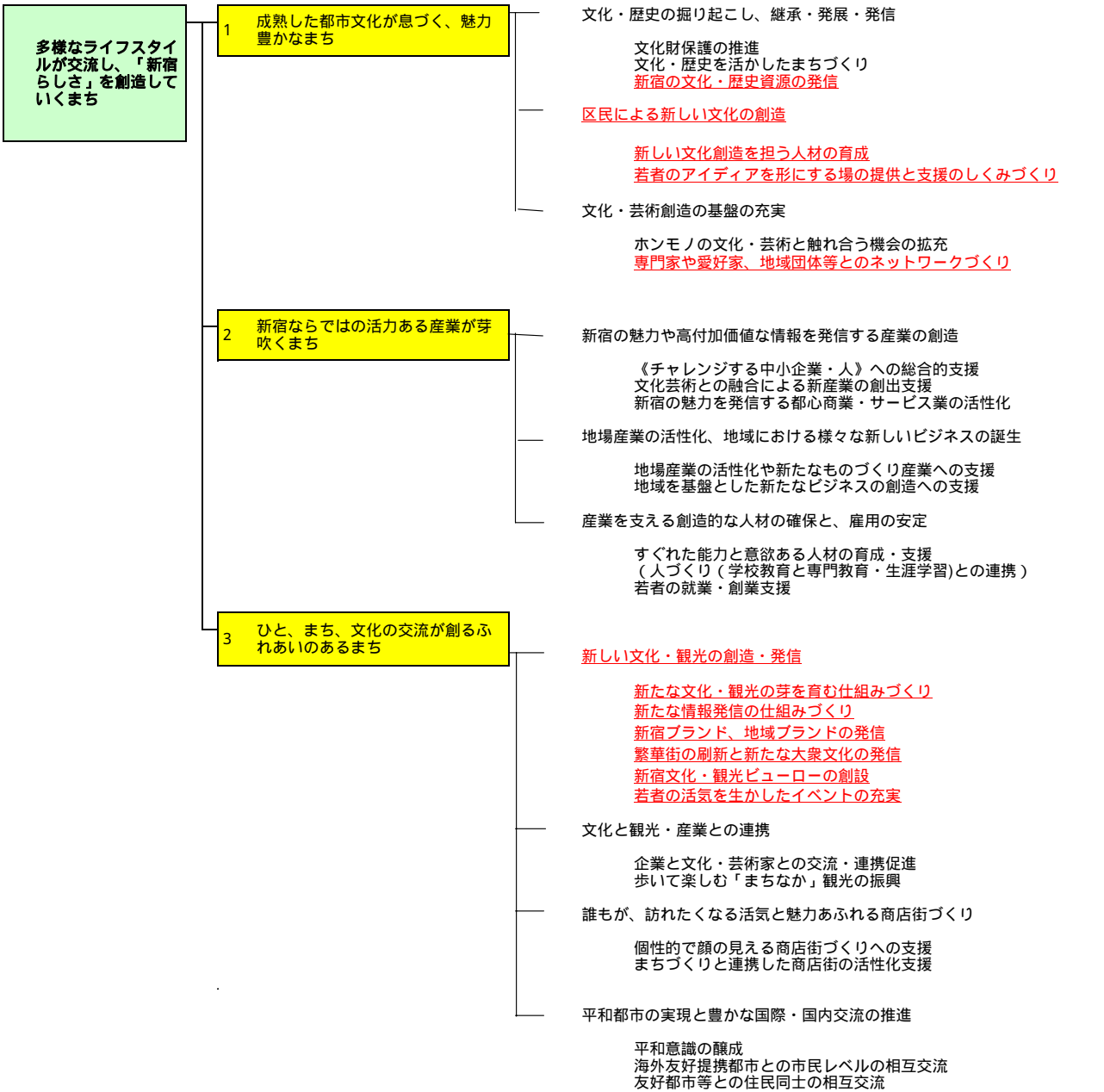
2 ぶらりと道草したくなるまち

- 楽しく歩けるネットワークづくり
  - みどりとゆとりある歩行空間の整備
  - 回遊性のある歩いて楽しいまちづくり
- 魅力ある身近な公園づくりの推進
  - 地域個性を踏まえた、魅力あふれる地域の公園づくり
  - 地域に密着した公園サポーター制度の拡充
- まちの「広場の利用」の推進
  - コミュニティガーデン(地区の庭)づくり
  - オープンカフェ、オープンマーケットの取組み支援

3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

- 地域主体の地区まちづくりを支えるしくみづくり
  - 多様な主体によるまちづくりのしくみづくり
  - 地域の特性を活かしたまちづくり
  - 住民主導による地区の個性を生かしたルールづくりによるまちづくり

(注) は基本施策の具体的内容の例示



# 1 個別目標

---

## まちづくりの基本目標

### 区民が自治の主角として、考え、行動していけるまち

#### - 1 参画と協働により自治を切り拓くまち

---

##### (1) めざすまちの姿・状態

まちづくりの主角は区民です。区民がくらしの基盤である自分たちの住む地域のあり方を、地域のもつ個性や資源を活かしながら、自ら考え、自分たちで責任をもって決めることができる「参画と協働による、区民の知恵と力が生きる地域社会」の実現をめざします。

##### (2) 課題

自分たちのまち（地域社会）をどのように築いていくかを考えたり、決めたりする場合、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを定めたルールが明確ではありません。

区政の企画立案・実施・評価・改善というそれぞれの段階への区民参画が、制度としては十分確立されていません。

参画・協働の担い手づくりやまちづくりのリーダーとなる区民や地域団体の育成が十分行われていません。

区民が区政に参画・協働していくために必要な様々な情報が、十分区と共有されていません。

##### (3) 施策

###### 1) 施策の基本的考え方

自治体と区民との関係や、それぞれの役割を明確にし、どのように自治を進めていくのかという、自治の基本理念、基本原則を明確にします。その一環として、まちづくりへの区民の参画や協働の仕組み、区の責務、区政運営の原則など、これからの新宿区におけるまちづくりの基本ルールである自治基本条例を、区民と区の参画と協働により制定します。区民のより一層の区政参画を実現していくためには、政策の立案と決定、施策の実施とその評価の全段階で、区民と区とがともに責任ある主体として協力しあっているしくみづくりを進めます。

まちづくりに積極的に参画する、区民・地域団体・NPO・企業等間の連携を推進するとともにさまざまな学習機会の提供等により、まちづくりの新たな担い手の発掘・育成を行います。

---

区民の目線での区政情報の提供や公開を充実します。また、区民が知りたい情報を早く、簡単に入手することができるしくみをつくり、区民が区政に参画していくための基本となる情報の共有化を推進します。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

#### - 1 参画と協働により自治を切り拓くまち

##### 《基本施策》

#### - 1 - 自治の基本理念、基本原則の確立（自治基本条例の制定）

##### 《基本施策の具体的内容の例示》

協働と参画によるまちづくりのルール確立

区民参画による施策・事業のPDCAサイクルの確立

#### - 1 - 協働の推進に向けた多様な主体への支援とネットワーク化

協働型事業の充実

協働の担い手となる団体の発掘、育成と連携の推進

協働の担い手となる人材を育てる学習機会、育成システムの整備

#### - 1 - 参画と協働のための情報提供の充実

情報開示の徹底と質の向上

地域生活環境情報の整備

## (4) 各主体の主な役割

区民： ぐらしやすいまちづくりに対する意識の向上

自治基本条例の制定に向けた参画と協働

区政情報及び地域情報への関心度の向上

地域の課題解決に向けた活動への参加

地区協議会、町会・自治会、NPO など：

地域でのまちづくり活動の推進

住民相互のふれあい・交流活動の推進や連帯感の醸成

まちづくり活動の担い手となる人材・団体の育成と連携化

事業者： 企業市民としてのまちづくり活動・社会貢献活動への参画と協力

区（行政）： 協働と参画によるまちづくりルールの確立

自治基本条例の制定

計画推進に関するチェック機能の充実

協働の担い手となる人材、団体の育成支援と連携化支援

区政情報及び地域情報の充実

---

## (5) 成果指標

基本計画策定時に区が設定

## (6) 関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

# - 2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

## (1) めざすまちの姿・状態

地域の中でお互いが顔見知りになり、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合い、区民が地域において安心した生活を送れるまちの実現をめざします。また、区民や地域団体、NPO、企業などが連携・協力し、主体的に地域の課題に取り組む、個人の自主性と相互の信頼に基づく、開かれた地域コミュニティの実現をめざします。さらに、地区協議会を中心として、地域の課題は自らの創意工夫により解決し、地域コミュニティが多くの公共的役割を担っている「地域自治」をめざします。

## (2) 課題

区政への参画と自らの力で地域課題を解決することにより、地域自治を展開していくために設置された地区協議会に対して、一層の支援体制の構築が求められています。

都市化が進む中で、地域社会の人間関係が希薄になり、地域における相互扶助の機能が低下しています。一方、複雑化する地域課題の解決や多様化する区民サービスの需要に行政だけで対応することは難しくなっています。

地域のコミュニティづくりの拠点として、地域センターの位置づけの明確化と機能強化が求められています。

## (3) 施策

### 1) 施策の基本的考え方

地域における人々の交流や連携を深め、地区協議会を中心に、地域のさまざまな課題を地域自らの力で解決していけるよう、地区協議会の一層の充実を支援します。そのため、条例により地区協議会の位置づけを明確化するとともに、地域の合意形成の下で、地域ごとに課題解決に取り組むための一定の権限と財源の付与を検討していきます。

---

行政の各分野を総合化する現場の拠点としての特別出張所が、地域と連携して、地域の視点から総合的に行政課題に取り組み、地区協議会を支援する役割を果たせるよう、その充実を図ります。

地域の個性や特色を活かしたコミュニティづくりを進め、地域コミュニティに参加する楽しさや魅力を高めていきます。また、コミュニティ活動の中心を担っていく人材の育成を支援します。

地域におけるコミュニティ活動の拠点として、地域センターの利用促進を図るとともに、図書館や学校などを新たなコミュニティ活動の拠点としてその充実を図ります。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

#### - 2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち

##### 《基本施策》

#### - 2 - 地域自治のしくみと支援策の拡充

##### 《基本施策の具体的内容の例示》

条例による地区協議会の設置と役割の明確化

町会自治会など既存地域組織と NPO などとの連携促進

#### - 2 - 地域自治推進のための行政組織体制の充実

特別出張所の機能充実による地区協議会の支援強化

地域センターの機能の拡大と強化

#### - 2 - コミュニティ活動の活性化と担い手の育成

コミュニティ活動の関心を高める啓発

コミュニティ支援スタッフの育成

#### - 2 - コミュニティ活動拠点の整備拡充と利用促進

地域センターの利用促進

新たな地域活動拠点の充実

## (4) 各主体の主な役割

区民： 地域コミュニティに対する意識の向上  
地域の課題解決に向けた活動への参加

地区協議会、町会・自治会、NPO など：  
住民相互のふれあい・交流活動の推進  
地域課題を創意工夫して解決するための活動推進  
コミュニティ活動の担い手となる人材の育成

---

区（行政）： コミュニティ活動への意識啓発  
コミュニティ活動の担い手となる人材の育成支援  
コミュニティ活動拠点の整備と利用促進  
町会・自治会、NPO団体等の連携支援  
地区協議会の条例設置化  
特別出張所の機能強化と、地区協議会への権限および財源の付与

## （５）成果指標

基本計画策定時に区が設定

## （６）関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

---

# - 3 分権型社会に向けた行財政運営をすすめるまち

## （１）めざすまちの姿・状態

区民や地域団体、NPO、企業など多様な主体が主体的にまちづくりを担うことができるよう、参画・協働のしくみやそのための環境が十分確保された区政運営を実現します。また、区政の企画立案・実施・評価・改善というそれぞれの段階への区民参画を、制度として確立します。さらに、区民ニーズに的確に対応した区民サービスの提供がされているとともに、それを支える権限と安定した健全な財政基盤を確立します。加えて、広域的な取組みを必要とする行政課題について、国や都、他の自治体と十分連携しつつ対応します。

## （２）課題

区民の抱える課題は複合的で、区の縦割りの組織機構になじまないものも少なくありません。また、多様な区民ニーズに的確に対応していくためには、柔軟で迅速に現場が対応できる組織体制づくりが求められています。

区民ニーズを的確に把握し、課題を発見するためには、常に、区民の目線で地域の実態を見ることができる職員が不可欠であり、そうした職員の育成が求められています。

これからは、人員や予算などの限られた行政資源を、最も効果的・効率的に活用することが、これまで以上に求められています。また、地方分権が進む中、基礎自治体としての自主性・自律性をより一層高めていくことが求められています。

今日の都市活動は、行政区域を越えて密接に絡み合って展開しており、課題を解決するた

---



めには、広域的な行政対応が求められています。また、新宿区では、区民生活に様々なあつれきを及ぼしているホームレス問題を抱えています。この問題についても大都市特有の都市課題として捉え、広域的な対応策が求められています。

## (3) 施策

### 1) 施策の基本的考え方

区民等の区政への参画と協働を推進し、地方分権の進展や新たな時代の変化に的確に対応していくため、画一的・硬直的・縦割りといわれる行政の体質を、区民の目線で改善し、迅速かつ的確に課題に対応できる柔軟な組織づくりを推進していきます。また、「計画」から「実施」、「評価」を経て「改善」に至る総合的な区政運営のしくみを、多くの区民の参画を得ながら整備していきます。

区民の目線から地域と地域課題を捉え、区民ニーズに的確に対応した区民サービスを提供できる、分権時代にふさわしい行政感覚と現場・現実を重視する職員が育つ環境づくりを推進します。

限られた行政資源の有効活用を図り、最小の経費で最大の効果をあげる行財政運営を推進します。また、様々な区政課題への継続的な対応と円滑な区政運営のために、地方分権改革が進む中、基礎自治体としての権能と財政基盤の強化にさらに取り組んでいきます。

環境問題やホームレス問題など、広域的な取組みを必要とする課題については、国や都、他の自治体との連携を図りながら、対応策を確立し、問題の速やかな解決に努めます。

### 2) 施策の体系

《個別目標》

- 3 分権型社会に向けた行財政運営をすすめるまち

《基本施策》

- 3 - 参画協働に対応した柔軟な行政組織体制の構築

《基本施策の具体的内容の例示》

区民の参画協働に即した組織運営・意思決定方式の確立

区民の参画による基本計画等進行管理の仕組みの確立

- 3 - 行政の体質改善と公共サービスの担い手の充実

参画と協働に対応した職員の意識改革、能力開発

多様な主体による公共サービスの提供と役割分担

行財政改革の推進による効率的な行政サービスの提供

- 3 - 地方分権の推進による行財政能力の拡充

---

特別区制度改革の推進  
事務執行体制の整備

- 3 - 広域的な都市課題への対応強化

住民自治の意識啓発の継続と拡大  
広域的課題解決に向けた多様な主体との協働体制の確立

#### (4) 各主体の主な役割

- 区民： 区政全般に対する計画立案から評価・改善までの参画  
住民自治意識の醸成
- 地区協議会、町会・自治会、NPO など：  
各団体の主体的なまちづくりへの参画と協働
- 区（行政）： 区民ニーズに的確に対応した効率的な公共サービスの提供  
柔軟で迅速な事務執行体制の整備  
安定した健全な財政運営  
広域課題解決に向けた、国、都、他自治体との十分な連携  
特別制度改革の推進  
住民自治意識の啓発  
職員の意識改革と能力開発  
区政運営に関する行政評価の改善と進行管理の徹底

#### (5) 成果指標

基本計画策定時に区が設定

#### (6) 関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

---

## まちづくりの基本目標

### だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

#### - 1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

##### (1) めざすまちの姿・状態

日々のくらしのなかで、だれもが人として尊重され、性別にとらわれることなく、男女が職場、家庭、地域などあらゆる分野に、公平に参画しているまちを実現します。また、子どもたちが地域の人々との豊かなつながりのなかで、いじめや虐待から守られ、安心してのびのびと成長できるまちをめざします。さらに、高齢者も障がいのあるひと、尊厳をもっていきいきと地域社会の一員として生活できるよう、物理的なバリアーや心のバリアーのない地域社会の実現をめざします。

##### (2) 課題

人は生まれながらにして、等しく自分らしく幸せに生きる権利を持っています。しかし、現実には、年齢、性別、国籍、障がい等による偏見やいじめ、差別といった人権に関する様々な問題が起こっており、人権意識を育む取組みは、まだ十分とはいえません。

家庭や職場、地域社会においては、男女の固定的な役割分担意識などの影響により、依然として、様々な場面で男女間の格差が存在しています。職場での差別的な処遇やセクシュアルハラスメントを訴える声は後を絶ちません。また、配偶者やパートナーから暴力を受けている女性からの相談が増えており、深刻な問題となっています。

子どもたちの間の陰湿で執拗ないじめ、親による虐待、国内外での児童の買春や児童ポルノの氾濫など、子どもの人権をめぐる状況はたいへん深刻な状況にあります。

##### (3) 施策

###### 1) 施策の基本的考え方

年齢、性別、国籍、障がいの有無などによる偏見やいじめ、差別がなく、お互いがお互いを尊重し合う社会をめざし、人権に対する意識を高めていきます。

女性と男性が、互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を実現するため、一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、実践していけるよう環境づくりを推進します。

子ども自身及び保護者が「子どもの権利や人権」についての理解を深められるよう、環境を整備します。また、悩みをもつ子どもが気軽に相談できる体制を整備するとともに、い

---

じめや虐待から子どもを守るサポートシステムの充実を図ります。

介護が必要な高齢者に対するプライバシーの侵害や虐待の防止、権利擁護のための、専門相談体制の整備を進めます。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち

#### 《基本施策》

- 1 - 人権意識の醸成

##### 《基本施策の具体的内容の例示》

人権尊重が根付いていくための取組みの推進

人権教育の推進

社会参加と交流の促進

区民の自主的取組みへの支援

インターネット等を利用した人権侵害の根絶

- 1 - 男女共同参画の推進

男女の人権の尊重

職場、家庭、地域における男女共同参画の実現

区政への女性の参画の拡大

- 1 - 子どもの人権尊重

子どもの虐待防止と権利擁護

子どもの権利条例の制定

- 1 - 支援を必要とする人々の人権の尊重

障がいのあるひと・高齢者・外国人の人権尊重

ホームレス等に対する偏見や差別意識の解消

## (4) 各主体の主な役割

- 区民： 人権に対する意識の醸成  
家庭における男女共同参画の推進
- 地区協議会、町会・自治会、NPO など：  
人権に対する意識の醸成への取組み  
地域における男女共同参画の推進  
地域で防ぐ児童虐待への取組み
- 事業者： 従業員への人権に対する意識の醸成  
職場における男女共同参画の推進
-

---

学校： 人権教育の推進  
男女平等教育の充実  
ノーマライゼーションなどの福祉教育の推進

区（行政）： 児童虐待予防への取組み  
人権に対する意識啓発  
男女共同参画社会の形成に向けた職員・区民・事業者への意識啓発

## （５）成果指標

基本計画策定時に区が設定

## （６）関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

# - 2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

## （１）めざすまちの姿・状態

子どもを安心して産み、育てられ、すべての子どもたちがのびのびと健やかに成長できるなど、子育てと子どもの自立に対する支援のしくみが十分整っているまちをめざします。地域が積極的に受け皿となり、地域のサポート体制をつくるなど、子どもを安心して産み育てられる環境を実現します。

## （２）課題

家庭や地域の子育て力が低下する一方で、子どもと家庭にかかわる問題は複雑・多様化しており、子育てに対する不安が増えています。

働きながら子育てをしていくための、家庭と子どもに応じた子育て支援サービスの充実が求められています。また、育児休業などを取りやすい職場環境など、雇用環境の整備も重要です。

虐待を受けた子どもとその家庭や様々な理由から親と暮らすことのできない子どもたち、ひとり親の家庭、障がいのある子どもなどには、子どもや家庭に対する一般的な支援に加え、特別な支援が求められています。

子どもが日常生活の中で、いろいろな世代の人々と交わったり、様々な体験や挑戦をする機会が少なくなっています。子どもが遊びや体験を通して、自分で考えて選択し、行動し、その結果は自分の責任だと自覚することは、社会性や協調性を育み、子どもの成長にとっ

---

て重要であり、そうした取組みが求められています。

子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件が多発しており、子どもたちが地域で安全に遊び、過ごせる取組みはますます重要となっています。また、子育て家庭が安心して生活できる住まいやまちづくりが求められています。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

子どもをもつすべての家庭が、地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つよう、様々なしくみを整えていきます。

都市特有の多様なニーズや時代の変化に対応する子育て支援サービスを提供するとともに、男女を問わず、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、働き方の見直しに向けた普及啓発等、子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備を進めます。

特別な支援を必要とする子どもたちや家庭の状況を的確に把握した上で、子どもの健やかな育ちと自立を促進する観点から、子どもと家庭に対してそれぞれのニーズに応じた適切な支援を進めていきます。

地域の中に、子どもが様々な体験や遊びができる環境や機会をつくっていきます。子どもの居場所づくりの確保を進め、遊びや自主的な活動などを通して、子どもの成長する力を伸ばしていきます。

子どもを犯罪や事故等の被害から守るための取組みや、子どもたちが安心して外出できる環境の整備、良質な居住環境の確保などに取り組んでいきます。

#### 2) 施策の体系

##### 《個別目標》

- 2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち

##### 《基本施策》

- 2 - 地域で安心して子育てができる新たなしくみづくり

##### 《基本施策の具体的内容の例示》

子育てに関する相談・支援体制の充実  
地域における子育て支援サービスの充実  
母と子の健康を守る保健医療の充実  
子育て負担感の軽減

- 2 - 仕事と家庭生活とのバランスの支援

時代の変化に対応した保育環境の整備と子育て支援の充実  
仕事と子育てのバランスが取れる職場環境づくりの推進（ワーク・ライフ・バ

---

ランス)

- 2 - 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進

障がいや発達に遅れがある子どもの子育て支援  
ひとり親家庭への支援と自立の促進  
外国人家庭への支援

- 2 - 子どもの成長に応じた支援

子どもの居場所の確保や公園・遊び場所の充実  
小学校を活用した放課後の子どもの居場所の充実  
高齢者等と子どもの交流促進

- 2 - 子どもの安全と子どもを守る環境づくり

子どもを犯罪から守る取組みの充実  
子どもを交通事故から守る取組みの充実  
子どもに有害な情報を適切に管理する仕組みの強化  
子育て世帯への住まい支援

#### (4) 各主体の主な役割

- 区民： 家族の協力による子育て  
世代間交流などを通じた子育て支援への参加  
家庭での子どもの健康づくり
- 地区協議会、町会・自治会、NPO など：  
地域の子育て支援活動の充実  
親子の居場所づくり
- 事業者： 保育サービスの充実  
子育て支援サービスの提供  
子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくり
- 区（行政）： 子育て支援サービスや活動の場の提供との調整  
子どもの健全育成のための支援  
母子の保健・医療の推進・充実  
子どもの安全を守る取組み支援

#### (5) 成果指標

基本計画策定時に区が設定。

#### (6) 関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

---

---

## - 3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

### (1) めざすまちの姿・状態

未来を担う子どもたちが多様な考え方や生き方などそれぞれの個性を互いに認め合い、自ら考え、行動できる「生きる力」を育むまちを実現します。また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じた教育の責任を果たし、三者が一体となった取組みを進めるまちをめざします。

### (2) 課題

都市化や少子高齢化の進展により教育を取り巻く学習・教育環境が大きく変化し、子どものモラルや学ぶ意欲の低下が指摘される中で、豊かな人間性を備え、確かな学力と個性や創造力を伸ばす学校教育の充実が求められています。また、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる幼児期の教育の重要性が増してきています。

学校教育における多様な課題への対応や学校の自立性・主体性を発揮するための学校支援体制の整備を進める必要があります。また、学校施設の老朽化が進行するとともに、児童・生徒の減少による小規模校の増加が学校教育や子どもの成長、発達に様々な影響を及ぼしており、教育環境の整備を計画的に進めていくことが求められています。

核家族化や地域の地縁の希薄化が進むなか、子どもたちが家庭や地域において健やかに成長していくよう、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら、協働と連携のもと、子どもを育てる環境づくりが求められています。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

豊かな人間性と社会モラルを備えた社会人として成長できる心を育てていきます。また、将来の自己実現につなげる「確かな学力」を育み、個に応じたきめ細かな指導の徹底と個性や創造力を伸ばす教育を推進します。さらに、幼児教育の充実を図り、就学前から小学校への連続性を重視した教育を行っていきます。

児童・生徒や地域に望まれる特色ある学校づくりや教育の質を高めるための学校支援を行っていきます。また、よりよい教育環境をつくるため、学校の規模や配置の適正化に取り組むとともに、学校施設の計画的な整備を行い、児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりを進めます。

学校のよりよい教育活動や運営を行うため、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、地域社会全体で子どもたちの健やかな成長を育むよう、家庭や地域における教育力を高め



---

る学習機会の整備や支援を行っていきます。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち

### 《基本施策》

- 3 - 子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実

### 《基本施策の具体的内容の例示》

豊かな心を育む教育の推進

確かな学力を育み個性や創造力を伸ばす教育の充実

就学前の子どもの健やかな成長を育む幼児教育の充実

- 3 - 学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり

学校支援の充実

教育環境の整備

- 3 - 家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり

地域に開かれた学校づくり

家庭・地域における教育力の向上と協働・連携の推進

## (4) 各主体の主な役割

- 区民： 地域の子どもに対する助言、協力  
子どもを地域で育むという意識の連携  
学校を地域で支えていくための活動への積極的な参加
- 学校： 「確かな学力」を育むための教育  
子どもの個性や地域の特色が生かせる教育  
家庭、地域団体、NPO などとの連携
- 地区協議会、町会・自治会、NPO など：  
子どもが活動する機会の提供  
専門的な知識・情報の提供
- 大学などの高等教育機関：  
子どもの活動への支援  
専門的な知識・情報の提供  
小中学校との連携
- 事業者： 就労体験など体験学習の場の提供  
専門的な知識・情報の提供  
子どもの活動への支援
- 区（行政）： 家庭・学校・地域が連携するための環境づくり、取組みへの支援

## (5) 成果指標

区が後日設定します。

## (6) 関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

# - 4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち

## (1) めざすまちの姿・状態

区民一人ひとりが生涯を通じて、健康で生きがいのある人生をおくるため、また自己実現を図るため、趣味や特技を活かして生涯学習やスポーツなどに積極的に取組むまちをめざします。

## (2) 課題

ライフスタイルや社会が大きく変化するなか、暮らしの豊かさや人生の充実感につながる生涯学習の需要がより高まり、多様化しています。また、自発的に学習やスポーツ活動を行なっている多くの区民は、活動から得た知識や技術を社会に活かしたいと考えています。生涯学習・生涯スポーツに対する区民のニーズは多種多様化していますが、そうした区民の主体的な活動を支える人材を育成することが求められます。

情報の活用や知的価値が重視される中、図書館には、ビジネス支援、医療・健康支援など区民の知りたい要望に応え、的確な情報提供ができるよう、その機能強化が求められています。

我が国社会の変化や近年の厳しい雇用情勢の下で、就労の不安定化や親への依存の長期化など、若者の「社会的自立の遅れ」という問題が発生しており、社会全体で若者の自立を促進することが求められています。

## (3) 施策

### 1) 施策の基本的考え方

区民一人ひとりが、意欲をもって主体的に多様な学習に取り組めるよう、学習内容や情報提

---

供の充実を図るとともに様々な文化・スポーツ等に親しむ機会の充実を図ります。また、学習した成果が地域で活かせるしくみづくりも併せて進めていきます。

区民が、生涯にわたって学習活動を行なっていくことを支援するため、活動を行なう団体や地域における活動を支える、指導者・コーディネーターなどを育成していきます。

区民の主体的な学習を支援する場として、高度で専門的な図書館などと相互連携し、幅広い利用者のニーズに応じた情報を提供できるよう、図書館サービスの充実を図ります。さらに、今後は、新宿区の文化・情報発信基地としての機能強化を図っていきます。

若者の社会的自立には、就業による職業的自立、親からの精神的・経済的自立、社会に関心を持ち公共に参画しているかなど、多様な課題を含みます。また、これらの課題は相互に密接に関わり合っています。このため、若者の自立支援に当たっては、施策を総合的、包括的に実施するとともに、自立のありようは一様でないことに留意し、若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考え、その支援を行っていきます。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち

### 《基本施策》

- 4 - 生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実

#### 《基本施策の具体的内容の例示》

生涯学習活動への支援

地域での学び・スポーツの場と機会の確保

- 4 - 生涯学習活動を推進する地域人材の育成

地域での学びを支える人材づくり

- 4 - 区民に役立つ使いやすい図書館機能の充実

中央図書館機能の充実と整備

学習を支える情報センターづくり

- 4 - 次代を担う若者への応援

若者の社会的自立の支援

## (4) 各主体の主な役割

区民： 生涯学習の実践  
家庭で学習・スポーツを楽しむ環境づくり  
鑑賞、創作・表現活動への参加

---

	スポーツイベントへの参加 職業能力の向上や自己啓発、職業訓練への主体的な参加
地区協議会、町会・自治会、NPO など：	自主的な学習機会の創出 生涯学習・スポーツに関する活動の情報交換とネットワーク 地域スポーツの振興と団体相互交流活動 若者への労働、職場環境に関する相談支援
事業者：	生涯学習・スポーツの支援 地域に根ざしたスポーツ活動の推進 専門家による地域への指導・交流 運動施設の空き時間開放 職場体験などの協力・支援 若者への雇用情報提供
教育機関：	生涯学習・スポーツの指導者や専門家などの人材の育成 職業能力向上のための情報提供と職業訓練 インターンシップ、進路指導の充実
区（行政）：	生涯学習・スポーツ活動の総合的な情報提供 生涯学習・スポーツ活動が円滑に進むための調整 若者の自立を支えるための情報提供

## (5) 成果指標

基本計画策定時に区が設定。

## (6) 関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

# - 5 心身ともに健やかにくらせるまち

## (1) めざすまちの姿・状態

健康に対する意識が高く、区民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組み、地域では、身近なところに健康づくりを実践することができる環境が整備されたまちをめざします。また、充実した保健・医療体制が整備されており、だれもが適切な保健・医療サービスを受けることができるまちをめざします。

---

## (2) 課題

健康寿命を延ばすためには、がんや心疾患・脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の予防の推進が必要です。健康づくりは区民一人ひとりの意識や自主的な活動によって行なわれるのが基本です。そのため、区民の、ライフステージに合わせた自主的な健康づくりを推進していくことが求められています。

健康づくりのため、また最近では、介護予防の観点からも、健康づくりに適度のスポーツを行うことが求められています。

新型インフルエンザやSARS等の新たな感染症問題、狂牛病等の食の安全の問題、また、アスベスト問題やシックハウス問題など、多様化する健康問題への的確な対応が求められています。また、ストレス社会といわれる近年、多くの人が様々なストレスを抱え、うつ病になる人も増えています。うつ病は適切に対応せずに長引くと時には自殺の要因となるので、心の健康を守るしくみを作っていく必要があります。

## (3) 施策

### 1) 施策の基本的考え方

区民自らが健康づくりを実践するよう、健康に対する意識の啓発を行っていきます。医療機関等と連携し、各種検診の受診率向上を図るとともに、運動・栄養・休養の調和がとれた望ましい生活習慣の普及を促進し、生活習慣病の予防を図ります。また、病気で長期療養することになっても、住み慣れた地域で適切な保健・医療サービスを受けられるよう、サービス体制を整備します。

健康づくりが行えるよう、子どもから高齢者まで多くの区民が身近な地域で気軽にスポーツに親しむことができる環境を整えていきます。

区民の安全を守るため、特に社会的影響の大きな感染症については、事態が発生した場合の体制の強化を図ります。また、区民の健康を守るため、食品の監視指導・検査や情報提供を充実し、食の安全の向上を図ります。さらに、区民が健康で安心して暮らせる生活環境を確保するため、住まいの衛生水準や居住環境の向上を図ります。心の健康については、講演会やセミナー等を実施し、うつ病等についての正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、区民が気軽に相談できる専門医などによる相談事業を実施し、問題の早期発見に努め、必要に応じて治療への勧奨を図ります。

### 2) 施策の体系

《個別目標》

- 5 心身ともに健やかにらせるまち
--------------------

---

## 《基本施策》

- 5 - 一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進

### 《基本施策の具体的内容の例示》

区民みずから主体となる健康づくり  
生活習慣病予防の推進  
がん予防の推進  
食育の推進

- 5 - 多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の推進

多様化する健康危機への対応（感染症対策、食品の安全確保対策の推進）  
こころの健康づくりの推進  
生活衛生の推進

## （４）各主体の主な役割

- 区民： 健康に対する意識の向上  
健康づくりの実践  
地域における健康づくり活動への参加  
望ましい食習慣の形成
- 地区協議会、町会・自治会、NPO など：  
健康づくりについての学習・実践の場の提供  
地域における健康づくり活動の実践
- 医療機関など：専門的な相談・情報の提供  
安心できる医療サービスの提供  
地域の健康づくり活動との連携
- 事業者： 従業員の健康増進  
感染症などへの危機管理体制の確立
- 区（行政）： 意識啓発事業、情報提供  
地域における健康づくり活動への支援  
健康づくりのための環境整備  
地域医療体制の充実  
感染症など危機管理への総合的な体制づくり

## （５）成果指標

基本計画策定時に区が設定。

## （６）関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

---

## まちづくりの基本目標

### 安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

#### - 1 だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち

##### (1) めざすまちの姿・状態

疾病や障がい、介護が必要などさまざまな境遇にあっても、地域の人々との支えあいにより、住み慣れた地域の中でその人らしく安心して心豊かに暮らしていけるまちをめざします。

##### (2) 課題

毎日の生活の中で、または長い人生において、障がいや疾病、高齢化、失業等により、一人ひとりの努力だけでは解決できず、何らかの支援を必要とする境遇になることがあります。

5人に1人が65歳以上という高齢社会を迎えようとするなか、区民の誰もが介護を必要とする状態になったり、家族など身近な人を介護する立場になる可能性が高くなっています。

自分や家族が介護を必要となった場合でも、人は尊厳をもって住み慣れた地域で自分らしい生活を営む権利があります。しかし、現状では、障がいや介護の状況にあった地域で暮らし続けるための在宅・施設サービスの整備は未だ十分とはいえない状況にあります。

疾病や失業等により自分の努力だけでは自立して生活することが困難な状況に陥った人々や、一人暮らしの高齢者などを地域社会で支えていくことが必要となっています。しかし、都市化の進んだ新宿区では、近所づきあいが希薄になるなど地域社会の結びつきが弱くなっており、支えを必要とする人々が地域社会の中で孤立する懸念があります。

##### (3) 施策

###### 1) 施策の基本的考え方

すべての区民が暮らしの中で健康維持・介護予防が気軽にできる環境を整備します。

介護が必要となった時に、住み慣れた地域の中で必要なサービスが受けられるよう、相談体制の確保や、サービス・施設の整備を進めます。また介護を行う家族が抱えるさまざまな身体的精神的負担を軽減し、家族の健康・生活を守ります。

障がいのある人とその家族が、それぞれの状態に応じて地域で安心して生き生きと生活できるサービスの充実を図ります。

一時的に自立した生活が困難な状況にある人が、個々の状況にあわせて自立した生活が営

めるよう、就労や地域社会への参加などそれぞれの人にあった支援を行います。  
地域の人々がさまざまな境遇にある人を支える体制整備の促進、支援を行ないます。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 1 だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち

### 《基本施策》

- 1 - 高齢者とその家族を支えるサービスの充実

#### 《基本施策の具体的内容の例示》

在宅・施設サービスの充実  
認知症・うつ対策の推進  
介護予防事業の推進  
介護に関する情報提供、相談体制の充実  
サービスの利用支援と質の確保  
高齢者等の安全・安心の確保

- 1 - 障がいのあるひととその家族の生活を支えるサービスの充実

支援サービス体制の整備  
地域社会での生活を支援する在宅サービスの充実  
施設サービスの充実

- 1 - 住み慣れた地域で支え合うしくみづくり

地域社会での相互支援のしくみづくり

1 - セーフティネットの整備・充実

生活を支援する体制の整備・充実（セーフティネット）  
ホームレスの自立支援

## (4) 各主体の主な役割

区民： 高齢者、障害のある人への理解推進  
在宅介護を支える家族への協力  
地域での声かけや安否確認、地域福祉活動への参加

地区協議会、町会・自治会、NPO など：  
地域福祉活動の実施、支援  
地域への情報提供

事業者： 介護・福祉サービスの提供  
地域福祉活動への参加・支援  
福祉サービス第三者評価結果など区民への情報公開



---

区（行政）： 介護・福祉サービスのサービス供給体制の整備・基盤整備  
地域福祉活動への支援、コーディネート  
高齢者、障がいのある方への相談体制の充実  
関係機関などとの連携強化  
セーフティネットの整備

## （５）成果指標

基本計画策定時に区が設定。

## （６）関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

# - 2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち

## （１）めざすまちの姿・状態

だれもが生きがいを持ち、豊かな気持ちで日々を暮らし、生涯にわたって活躍することのできるまちをめざします。

## （２）課題

高齢者の約８割は介護等の必要もなく自立して元気に活動しています。かつては仕事中心の生活を送ってきた人も、高齢期を迎え、退職した後には地域社会で活動したいと考える人が増えています。こうした高齢者が能力を生かして生きがいを感じながら暮らすことのできる環境づくりが求められています。

障がいがあっても、一人ひとりの個性や能力にあった自立した生活を行うことができる条件整備が求められています。また、新宿区では都市空間のバリアフリー化は進んできていますが、障がいのある人が自由に行動するには不十分です。

住まいは毎日の安定した暮らしを支える最も重要な基盤であり、欠くことはできません。高齢者や障がいのある人、失業した人など、自立した生活が困難となりつつある人も含め、すべての区民が住宅を確保できるよう支援していく必要があります。

区民の２割が高齢者となる中で、区内の住宅の６割以上が高齢者等のための設備がありません。また、住宅の老朽化が進展している地域も見られます。安全で安心した生活を送るために、誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境の整備が求められています。

区民の１割が外国人となる中で、言葉やコミュニケーションの問題等により、外国人が必

---

---

要な行政サービスを十分に受けることができないケースがあります。外国人が区民として必要なすべての行政サービスが受けられる環境整備が必要です。

区民として暮らす外国人が増加する中で、生活習慣の違いやコミュニケーション不足等により、外国人と日本人との間であつれきが生じるケースも見られます。外国人と日本人が互いに理解し合い、ともに暮らしやすい環境づくりに取り組むことが求められています。

## (3) 施策

### 1) 施策の基本的考え方

住民、NPO、行政等の協働により、疾病や障がいのある人、その介護をしている人、経済的に困難な状況にある人など、あらゆる立場の人が生きがいを持ち、心豊かに暮らすことのできる社会環境を整備します。

自らの経験や能力を生かし、地域で社会参加できるよう、高齢者や、今後退職等を迎える方を対象に、様々な情報提供や参加の機会づくりなどの支援を行なっていきます。

障がいのある人の社会参加や自己実現、スポーツ・趣味活動が行いやすくなるよう、施設等の整備とともに、必要な制度の整備や心理的な負担軽減なども含めた環境整備や支援を行います。また、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、物理的なバリアー、制度的バリアー、心のバリアーを取り除くため、総合的な取組みを推進します。

職業訓練や就職のあっせんなど、障がいのある人の就労を支援します。

高齢者や障がいのある人など様々な状況にある人が、それぞれのニーズに即した住宅に住むことができるよう、既存の公共住宅の活用や事業者等と連携した多様な住宅の供給、住み替え等に対する支援などを行います。

人々が利用する全ての建物や公園、道路、公共交通機関など、区民の生活を取り巻くすべての空間を、だれもが暮らしやすい「ユニバーサルデザイン」の考え方を基本としたまちづくりによって改善していきます。

長期的な視野に立ち、情報提供の充実など外国人への行政サービス利用の支援を強化するとともに、多文化共生社会の実現に向けた外国人と日本人のコミュニケーションの支援や相互理解を推進します。

### 2) 施策の体系

《個別目標》

- 2 だれもがいきいきと活躍できるまち

《基本施策》

- 2 - 高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供

《基本施策の具体的内容の例示》

---

---

地域において高齢者が生きがいをもって社会参加できる機会の拡大  
高齢者が能力を発揮して働ける環境づくり

- 2 - 障がいのあるひとの社会参加・就労支援

障がいのあるひとの自立と社会参加の促進  
障がいのあるひとが地域で生活しながら働き活動できる環境づくり  
様々なニーズに応じた重層的な就労支援

- 2 - 安定した居住を確保できるしくみづくり

高齢者などの住まいの安定確保  
住宅ストックの有効活用等によるセーフティネット機能の向上

- 2 - だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり

災害に強く防犯性の高い住まいづくりの推進  
分譲マンション等の適正な維持管理及び再生の支援  
ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

- 2 - 外国人と日本人がともにくらしやすいまちづくり

総合的な生活支援体制の構築（相談体制の充実 防災等の様々な情報の提供等）  
コミュニケーション支援（情報の多言語化、日本語等の学習支援等）  
多文化共生の意識づくりの推進（生活習慣などの違いに対する相互理解の促進等）  
外国人が活動しやすく、暮らしやすい環境づくり（外国人の参加のしくみづくり等）

#### (4) 各主体の主な役割

- 区民： 積極的な社会参加、自己実現活動  
高齢者、障がいのある方の社会参加支援  
住み続けられるすまいづくり  
区内在住外国人への理解、支援
- 地区協議会、町会・自治会、NPO など：  
高齢者、障がいのある方の社会参加支援  
地域への情報提供  
区内在住外国人への支援
- 事業者： 高齢者・障がいのある人の雇用促進と働きやすい環境づくり  
良質な住宅の供給  
外国人就業者への支援
- 区（行政）： 高齢者・障害者の社会参加・就労、自立等への支援  
良質な住宅供給の誘導  
区内在住外国人への支援

---

## (5) 成果指標

基本計画策定時に区が設定。

## (6) 関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

### - 3 災害に備えるまち

#### (1) めざすまちの姿・状態

「減災社会」をめざし、区民と区の協働により、地域ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりや大規模災害に強い都市づくりなど、災害に強い人とまちをつくり、安心して生活でき、逃げないですむまちをめざします。

#### (2) 課題

近年、全国各地で大規模自然災害により大きな被害が発生する事例が見られ、災害が発生した際に区民の安全を確保する緊急・応急対策の充実が求められています。

昼間人口を多く抱える新宿区にとって、震災時の帰宅困難者対策は大きな課題であり、対策の強化が求められています。また、超高層ビル群や大規模地下街、繁華街など、多くの人々が集まる場所での災害対策も大きな課題です。

全国的に集中豪雨などの異常気象や地盤の雨水浸透力の低下による水害などが増加しており、神田川や妙正寺川を有する新宿区においては、治水対策の一層の強化が強く求められています。

「首都直下型地震」がいつ起きてもおかしくないと言われている中で、地域の防災力向上のための取組みの強化が必要となっています。地域の防災力向上のためには事前の備えが不可欠ですが、平時には防災意識は薄れがちであり、意識を高揚させるための取組みの強化が求められています。

#### (3) 施策

##### 1) 施策の基本的考え方

地震等の災害に強いまちづくりをすすめるため、橋りょう、駅等の都市施設や建築物の耐震化や不燃化など都市空間の防災性向上に取り組めます。

災害が発生した時に、被害を最小限にとどめ、区民の安全を確保し、生活を維持していくために、防災拠点や避難施設の整備・充実を図ります。

都市型水害に備えるため、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の整備やハザードマップ等による啓発活動など、総合的な治水対策を促進します。

区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、被災時に互いに助け合う体制を構築し、地域社会の災害への対応能力を向上します。また、災害時要援護者に対する安全対策や災害時の医療体制の整備を進め、地域の防災力を強化します。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

#### - 3 災害に備えるまち

##### 《基本施策》

#### - 3 - 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

##### 《基本施策の具体的内容の例示》

公共空間の防災機能の強化

建築物等の耐震化・不燃化の促進

都市施設の安全性の向上

電線類の地中化による道路の防災機能の強化

#### - 3 - 防災拠点と避難施設の充実

防災拠点となる災害対策本部及び地域本部充実

広域避難場所における避難者への支援の充実

避難施設の充実

#### - 3 - 総合的な治水対策の促進

河川及び下水道施設整備の促進

公共施設の雨水流出抑制の推進

ハザードマップ等による啓発活動

#### - 3 - 災害に強いひとづくり

一人ひとりの防災意識・災害時の対応力の向上

災害時要援護者に対する防災安全対策の推進

地域の防災力の向上

災害時の医療体制の充実

## (4) 各主体の主な役割

区民： 災害に対する家庭での備え

- 
- 訓練や講習会への参加
  - 避難の経路、場所及び方法についての確認
  - 建物の耐震・耐火性の把握と改善
  - 地域防災力強化に対する協力
  - 地区協議会、町会・自治会、NPO など：
    - 要援護者の把握と地域相互支援ネットワークづくりなど、災害時対応の連携
    - 地域における災害時の危険性の把握と情報共有のための支援
    - 災害に強い都市づくりへの参加
  - 事業者：
    - 事業所の災害に対する安全確保
    - 従業員の防災に関する知識や技術の習得、帰宅困難者対策
    - 建物の耐震・耐火性の向上
    - 災害に強い都市づくりへの参加
  - 電気・ガス・水道・通信事業者：
    - 災害に強い施設の整備
    - 災害時におけるライフラインの迅速な復旧
  - 消防：
    - 災害情報の迅速な公表
    - 区民の自主的な防災活動への支援
  - 区（行政）：
    - 地域防災計画に基づく体制づくり
    - 防災まちづくりの推進
    - 防災に関する啓発と訓練の実施
    - 災害に強い都市づくりへの情報提供と支援
    - 都市基盤の整備と都市防災不燃化の推進
    - 公共施設の防災性の向上

## (5) 成果指標

基本計画策定時に区が設定。

## (6) 関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

# - 4 日常生活の安全・安心を高めるまち

## (1) めざすまちの姿・状態

すべての区民が、日々の生活のあらゆる場面で不安を感じることなく、安全に暮らすことのできるまちをめざします。

---

## (2) 課題

安全安心のまちづくりに対する関心が高まり、地域における防犯活動も活発に行われていますが、依然として犯罪に対する区民の不安は解消されておらず、より一層の取組みが求められています。

子どもが被害者となる犯罪や、ひったくり、空き巣等身近な犯罪が多く発生しており、地域の目で犯罪を防ぐ力を高めることが必要となっています。

区内の交通事故件数は依然として高い水準にあり、道路交通環境の安全性向上が求められています。

高齢社会の到来は、高齢者が交通事故に被害者としてだけでなく、加害者としても巻き込まれるという問題を生み出しています。

多様化する詐欺行為など一般市民を対象とした犯罪が増加し、だれもが被害者となる不安を感じています。

悪質商法や契約上のトラブル、食品の安全性など消費生活に関する相談や苦情は増加し、深刻化しており、消費者問題への的確かつ速やかな対応が求められています。

## (3) 施策

### 1) 施策の基本的考え方

区民の防犯意識を高揚し、それぞれの地域の实情にあった活動や警察・消防との連携を通じ、犯罪がまちの中で起こりにくい状態をめざします。

安全性に課題のある道路の環境改善を進めるとともに、自動車利用者、自転車利用者、歩行者などあらゆる立場の人々への交通安全教育を強化します。

高齢者をはじめ、犯罪被害者となりやすい人々への啓発や情報提供、相談等の対応を強化し、関係機関・団体との連携協働のもとに、常に最新の消費生活問題に的確に対応していきます。

消費者への情報提供、消費者教育の推進等、消費者の自立を支援する施策を充実するとともに、相談体制の強化を図り、関係機関・団体との連携により、多様化・複雑化している消費者問題への的確に対応していきます。

### 2) 施策の体系

《個別目標》

- 4 日常生活の安全・安心を高めるまち

《基本施策》

- 4 - 犯罪の不安のないまちづくり

---

《基本施策の具体的内容の例示》

地域が主体となった安全対策の推進  
犯罪が発生しにくい環境づくりの推進

- 4 - 交通事故などのない安心なまちづくり

安全な道路交通環境の整備  
交通安全教育の強化

- 4 - 消費者が安心して豊かに暮らせるまちづくり

消費生活に関する知識の普及啓発・講座等の実施  
消費生活相談機能の強化  
消費者への情報提供の充実

#### (4) 各主体の主な役割

- 区民： 自分のまちは自分で守る意識の向上  
防犯活動への主体的な参加  
交通ルールの遵守  
悪質商法等にあわないための情報・知識の収集、意識向上
- 地区協議会、町会・自治会、NPO など：  
地域での防犯意識の向上と体制づくり  
交通安全運動の推進  
消費生活問題に関する意識啓発への協力
- 事業者： 道路への商品はみ出し陳列防止の徹底  
法律を遵守した適切な商行為の推進
- 警察： 犯罪発生情報の的確な公表  
区民の自主的な防犯活動への支援  
交通安全運動の普及・啓発  
詐欺などの厳格な規制と取締り
- 区（行政）： まちの安全点検の推進  
防犯に関する啓発と防犯活動への支援  
交通安全運動の普及・啓発  
交通環境の整備  
消費生活相談と情報提供の充実

#### (5) 成果指標

基本計画策定時に区が設定。

#### (6) 関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

---



---

## まちづくりの基本目標

### 持続可能な都市と環境を創造するまち

#### - 1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

##### (1) めざすまちの姿・状態

ごみの減量、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、環境に負荷をできる限りかけない生活スタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和するまちをつくり、未来に引き継いでいきます。

##### (2) 課題

限りある貴重な資源を効果的に利用するために、大量生産、大量消費・大量廃棄型ではない持続可能な資源循環型の社会システムを確立することが求められています。

平成17年2月に京都議定書が発効し、国民一人ひとりが温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けて取り組むことが求められており、新宿区においてもそのための具体的な対策を進めることが求められています。

来街者の多い駅周辺をはじめとして、路上喫煙やごみのポイ捨てなどへの対策を強化するとともに、騒音など活発な経済活動に伴う生活環境への悪影響を抑制することが求められています。

地球環境への負荷を軽減し、生活環境や自然環境を守り育む取り組みを推し進めるために、すべての世代に対する環境に関する啓発や環境学習の充実が求められています。また、環境保全の視点に立った総合的なまちづくりが求められています。

##### (3) 施策

###### 1) 施策の基本的考え方

区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を実践し、ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組むことにより、資源循環型社会を構築していきます。

区民、事業者、区がそれぞれの立場に応じて、エネルギーの効率的な利用や無駄の少ない生活・事業スタイルを確立することなどにより、CO<sub>2</sub>排出削減や地球環境保全のための様々な取り組みなど地球温暖化対策を進めていきます。

きれいなまちを目指し、区民、事業者等と協力して、路上喫煙禁止、ポイ捨て防止等の指

---

---

導・啓発や地域の美化活動の実践などを積極的に進めていきます。また、事業者に対する適切な指導により、活発な経済活動と生活環境とが調和したまちづくりを進めます。学校教育や生涯学習の場における環境教育の機会を充実するとともに、環境学習に役立つ様々な情報の区民、事業者等への提供を強化し、情報や活動の拠点となる環境学習情報センターの機能の強化を図ります。また、区民、事業者等との連携により、環境全般にわたる総合的な施策を進めます。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち

#### 《基本施策》

- 1 - 資源循環型社会の構築

#### 《基本施策の具体的内容の例示》

ゴミの発生抑制を基本とするゴミの減量とリサイクルの推進

資源とゴミの分別収集の拡充

資源循環型の生活スタイル確立に向けた事業者・区民への啓発の強化

省エネ・低コスト化の推進

- 1 - 地球温暖化対策の推進

事業者の省エネルギーへの取組みの促進・支援

区民の省エネルギーへの取組みの促進・支援

地球環境にやさしい交通・まちづくり

エネルギー消費量の低減を図るための施策の展開

- 1 - 良好な生活環境づくりの推進

公害の防止と良好な生活環境の保全

路上喫煙防止対策の推進

ポイ捨て防止と美しいまちづくりの推進

まちの美化の推進

- 1 - 総合的な環境施策の推進

環境学習・教育の推進

環境学習情報センターの機能充実

環境保全型まちづくりの推進

## (4) 各主体の主な役割

区民： 環境にやさしい生活スタイルの実践

---

---

	環境保全活動への積極的参画
	ごみの減量化とリサイクルの実践
	ごみの排出やまち美化のための公共空間利用のためのルールの遵守
地区協議会、町会・自治会、NPO など：	
	環境保全活動の推進
	リサイクルの推進
	ごみの排出ルールの徹底
事業者：	環境にやさしい事業スタイルの実践
	環境保全活動への積極的参画
	環境マネジメントシステムなどによる率先行動
	商品包装の簡素化等によるごみの発生抑制
	リサイクルの推進
	排気、騒音など事業活動に伴う周辺環境への配慮
区（行政）：	環境マネジメントシステムなどによる率先行動
	環境保全活動の普及・啓発・支援
	地球温暖化対策の推進
	ごみの減量化とリサイクルの推進
	公害対策の推進
	環境学習・環境教育の推進

## (5) 成果指標

基本計画策定時に区が設定。

## (6) 関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

# - 2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

## (1) めざすまちの姿・状態

新宿のもつ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置づけ、その保全・再生・整備を図り、やすらぎとうるおいのあるまちをめざします。

## (2) 課題

新宿区のみどりは年々失われており、残された貴重なみどりを保全・育成するとともに、

---

新たな都市のインフラの一つとしてみどりを創出する取組みが求められています。  
神田川や妙正寺川、外濠など新宿区の水辺空間は周辺の都市的な土地利用、空間利用の中で十分に活用されておらず、その再生と活用が求められています。

### (3) 施策

#### 1) 施策の基本的考え方

新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川などの水辺とそれに連続するみどりをつなぎ、「水とみどりの環」として、都市にうるおいを与えるみどりの骨格を形成していきます。また、新宿御苑周辺、落合斜面緑地などのまとまったみどりを「7つの都市の森」として位置づけ、みどりの保全・拡充を図っていきます。

樹木や樹林などの貴重なみどりを保全・活用するとともに、まちづくりを進める中で地域にみどりが広がるよう地域緑化を推進していきます。

生き物が生息できるよう自然やそれに近い環境を保全・再生していきます。また、まちを歩く人が心地よさを感じられるよう目に見えるみどりを増やすとともに、神田川、妙正寺川などを自然と調和した水辺空間として整備し、水やみどりに親しめる環境づくりを進めていきます。

#### 2) 施策の体系

《個別目標》

- 2 - 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち

《基本施策》

- 2 - 水とみどりの骨格の形成

《基本施策の具体的内容の例示》

水とみどりの環の形成

7つの都市の森のみどりの拡充

- 2 - みどりを残し、まちへ広げる

みどりの保全・活用

みどりのまちづくりの推進

- 2 - 水やみどりに親しめる環境づくり

目に見えるみどりの整備

貴重な自然の保全と再生

うるおいのある水辺空間の整備

---

## (4) 各主体の主な役割

- 区民： 敷地・建物の緑化と保全の推進  
みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参加
- 地区協議会、町会・自治会、NPO など：  
みどりと水辺の保全と創出のための地域活動
- 事業者： 事業所敷地・建物の緑化の推進  
みどりと水辺の保全と創出のための地域活動への参加
- 区（行政）： 公共空間におけるみどりと水辺の保全・創出  
みどりと水辺の保全・創出に関する情報提供

## (5) 成果指標

基本計画策定時に区が設定。

## (6) 関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

# - 3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

## (1) めざすまちの姿・状態

都市機能が高度に集積し、日本一活発に人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくため、都市の骨格となる道路・交通施設等を充実するだけでなく、歩く人にやさしい歩行空間や利用しやすい公共交通機関の充実したまちをめざします。

## (2) 課題

人々の活動を支えるための利用しやすい公共交通の整備や適正な自転車利用を支える都市環境の整備が求められています。

新宿で暮らし、活動するすべての人々が快適に過ごすことができるよう、人と環境に配慮した道路環境の改善が求められています。

都市機能の高度な集積に対応し、円滑なアクセスが可能な道路や都市の基幹となる公園の拡充が求められています。

高齢社会への対応や障がい者の社会参加促進に向けて、だれもが自由に行動でき、人にやさしい都市空間づくりが求められています。

---

## (3) 施策

### 1) 施策の基本的考え方

公共交通機関の利便性向上の促進、支援や交通結節点の整備による乗り換えの円滑化など、公共交通の利用促進のための取組みを進めます。また、自転車利用を支える環境を整備し、適正な自転車利用を進めます。

人と環境に配慮した道路空間の改善を図り、歩行空間の確保と快適な空間の形成を進めます。

新宿駅周辺への円滑なアクセスに向けて、幹線道路の拡充や交通需要の適切なコントロールなど、渋滞のない快適な道路交通ネットワークの形成を図ります。また、都市の基幹となる公園の整備を進めます。

新宿駅及びその周辺の道路や公共施設等のバリアフリー化を推進し、国際的な賑わい交流を創造する中心とし、魅力ある都市空間づくりを進めていきます。

### 2) 施策の体系

《個別目標》

- 3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち

《基本施策》

- 3 - だれもが自由に行動できる都市空間づくり

《基本施策の具体的内容の例示》

公共交通の整備

交通結節点の整備

自転車利用を支える都市環境づくり

人にやさしい都市空間づくり

- 3 - 人と環境に配慮した道路等の整備

車中心から人間中心への道路の整備

都市基盤を支える道路・公園・橋りょう等の整備

## (4) 各主体の主な役割

区民： 道路・交通体系の整備への理解と協力  
自転車を放置しない意識の向上  
高齢者・障害のある人の移動への理解と支援

地区協議会、町会・自治会、NPO など：  
地域の交通環境改善に向けた課題の明確化と共有  
交通環境改善への支援

- 
- 事業者： 道路・交通体系の整備への協力  
駐車場・駐輪場の整備  
公共的に利用される建物のバリアフリー化  
新たな移送サービス
- 区（行政）： 道路・交通体系の整備  
安全な歩行環境づくり  
道路・橋りょう・公園の維持・管理  
放置自転車対策の推進  
公共施設のバリアフリー化の推進  
関係機関との連携強化

## **(5) 成果指標**

基本計画策定時に区が設定。

## **(6) 関連する主な個別計画**

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

---

## まちづくりの基本目標

### まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

#### - 1 歴史と自然を継承した美しいまち

##### (1) めざすまちの姿・状態

街並みや建造物などの歴史的景観や、高低差の大きい変化に富んだ地形、緑や水辺などの自然景観と調和した、個性的で美しい景観に配慮したまちづくりの実現をめざします。

##### (2) 課題

景観をそれぞれの地域が有する資源と捉え、地域特性に応じた良好な景観を守り、育て、次世代に受け継いでいくことが求められています。

経済効率のみを重視した建築行為等によって個性的な街並みが損なわれる事例が増加しています。

##### (3) 施策

###### 1) 施策の基本的考え方

地域特性に応じた細やかな単位での景観誘導や多様な主体との連携により、地域特性に応じた景観まちづくりを進めていきます。

###### 2) 施策の体系

《個別目標》

- 1 歴史と自然を継承した美しいまち

《基本施策》

- 1 - 地域特性に応じた景観の創出・誘導

《基本施策の具体的内容の例示》

地域特性に応じた、細やかな単位での景観誘導  
多様な主体との連携による景観まちづくりの推進

##### (4) 各主体の主な役割

区民： 良好な景観づくりへの参加

---



---

地区協議会、町会・自治会、NPO など：  
良好な景観づくり活動  
事業者： 良好な景観づくりへの協力  
区（行政）： 良好な景観づくりの情報提供  
良好な景観づくり施策の展開

## （５）成果指標

基本計画策定時に区が設定。

## （６）関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

# - 2 ぶらりと道草したくなるまち

## （１）めざすまちの姿・状態

歩くのが楽しくなるまちづくりを進めるとともに、誰もが安心して利用できる身近な公園や広場を充実させ、地域に住む人だけでなく来街者にとっても、歩きたくなり、ふと立ち寄りたくなる魅力ある楽しいまちをめざします。

## （２）課題

新宿に住み集う人がうるおいとやすらぎを感じながら散策できるよう、また、多くの人が集い賑わう新宿駅周辺を誰もが快適に歩くことができるよう、歩行者空間を整備していくことが求められています。

新宿区の公園は画一的な整備内容のものが多く、また、設備が老朽化し、安全面や利用しやすさにおいて課題があると思われる公園があります。 今後は誰もが利用しやすく、区民が誇れる地域の公園として整備・管理・運営していくことが求められています。

多くの人が集い訪れる魅力とポテンシャルのある新宿では、まちを新たな都市空間として活用していくための取組みやしくみづくりが求められています。

## （３）施策

### 1) 施策の基本的考え方

みどりとうるおいのある散策路や安全な歩行空間を整備するとともに、新宿駅周辺におけ

---

る歩行者ネットワークを整備し、誰もが歩きたくなる歩行者空間を充実していきます。  
地区の公園を、誰もが楽しく、安全に利用できるよう整備を進めるとともに、改修の際の  
計画案づくりや維持管理を地域住民と協働で行うことにより、地域の特色を活かした区民  
が愛着を持てる公園づくりを進めます。

道路空間、公園、公共施設、オープンスペースなどを、区民の生活や活動の場（地区の庭）  
として、また多くの人が集まり、交流し、活躍できる場として、環境整備やしきみづくり  
を行い、まちの「広場的利用」を推進します。

## 2) 施策の体系

《個別目標》

- 2 ぶらりと道草したくなるまち

《基本施策》

- 2 - 楽しく歩けるネットワークづくり

《基本施策の具体的内容の例示》

みどりとゆとりある歩行空間の整備  
回遊性のある歩いて楽しいまちづくり

- 2 - 魅力ある身近な公園づくりの推進

地域個性を踏まえた、魅力あふれる地域の公園づくり  
地域に密着した公園サポーター制度の拡充

- 2 - まちの「広場的利用」の推進

コミュニティガーデン（地区の庭）づくり  
オープンカフェ、オープンマーケットの取組み支援

## (4) 各主体の主な役割

- 区民： 身近な環境整備への参加  
道路・交通体系の整備への理解と協力  
地域の公園・道路等の計画づくり・維持管理への協力
- 地区協議会、町会・自治会、NPO など：  
地域の公園・道路等の計画づくりへの参加
- 事業者： まちの「広場的利用」の参加・協力
- 区（行政）： 道路・交通体系の整備  
魅力的な歩行環境づくり  
公園・道路の維持・管理  
公共施設のバリアフリー化の推進  
まちの「広場的利用」の推進

## (5) 成果指標

基本計画策定時に区が設定。

## (6) 関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

# - 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

## (1) めざすまちの姿・状態

地域の個性や魅力を十分に活かした地域主体のまちづくりを進め、人々が住み、働き、学び、遊ぶ都市として愛着をもてるまちをめざします。

## (2) 課題

区民の生活者としての視点に基づくまちづくりを進めていくため、区民が能動的、自発的に地域のまちづくり活動に参画できるしくみが求められています。

地域の個性や魅力を活かしたまちづくりを検討していくため、まちに関わる多様な主体の参画とともに、勉強会の開催や専門家の派遣などの支援を行う必要があります。

## (3) 施策

### 1) 施策の基本的考え方

地区の特性を活かしたきめ細かなまちづくりを進めるため、特別出張所の地区単位を基本に住民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体によりまちづくりを支えるしくみをつくっていきます。

地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、住民主導による地区の個性を活かしたまちづくりを進めていきます。

### 2) 施策の体系

《個別目標》

---

---

- 3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち

《基本施策》

- 3 - 地域主体の地区まちづくりを支えるしくみづくり

《基本施策の具体的内容の例示》

多様な主体によるまちづくりのしくみづくり

地域の個性を活かしたまちづくり

住民主導による地区の個性を生かしたルールづくりによるまちづくり

#### (4) 各主体の主な役割

- 区民： 地域の個性を活かしたまちづくりへの協力  
住民主導による地区の個性を活かしたルールづくりへの参加
- 地区協議会、町会・自治会、NPO など：  
地域の個性を活かしたまちづくりへの協力、参加  
地域整備のしくみづくりへの参加
- 事業者： 地域の個性を活かした開発
- 区（行政）： 都市基盤の整備促進  
地域特性を生かしたまちづくりへの支援  
住民主導によるまちづくりへの支援

#### (5) 成果指標

基本計画策定時に区が設定。

#### (6) 関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

---

## まちづくりの基本目標

多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していく

### まち

#### - 1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

##### (1) めざすまちの姿・状態

新宿は、豊かな伝統や歴史が息づき、多様な文化が育まれ、新たな最先端の文化も生み出されています。これらの文化を広く発信していくまちをめざします。

##### (2) 課題

文化の創造や、文化を支える人材の育成・活用など、ソフトの環境整備が必要となっています。

区民が文化・芸術に触れる機会を拡げるためには、文化・芸術に関する確かな情報を横断的、効果的に共有し、発信、提供していくことが求められています。

将来の文化・芸術を担う内外の若手アーティストやスタッフが、集い、交流し、創作する環境の整備が必要です。

区民が享受者としてだけでなく、表現者として、また、愛好家や支援者として、文化の一翼を担うことができるようしくみづくりが求められています。

新宿には、活気溢れる多くの若者がつどいます。こうした若者のアイディアや活力をまちの魅力を高めるために活かすしくみづくりが必要です。

##### (3) 施策

###### 1) 施策の基本的考え方

地域の誇りや愛着を育むために、地域にゆかりのある文化人や地域に埋もれている歴史や文化財などを掘り起こし、保存し、伝えていくしくみづくりをしていきます。

専門家や愛好家などによる価値ある文化、生活情報を広く区民に発信、提供していくしくみやネットワークづくりをしていきます。

文化、芸術の発展のために、新しい、若い才能を受け入れるための環境整備をしていきます。

様々な文化、芸術に触れあう機会や体験を通じて、子どもたちをはじめとした次代を担う人材を育成し、文化の継承、発展を図っていきます。

---

各地から多く集まる若者が活躍できる機会や場を提供して、若者が生み出す新たな文化を支援していきます。

## 2) 施策の体系

### 《個別目標》

- 1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち

### 《基本施策》

- 1 - 文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信

#### 《基本施策の具体的内容の例示》

文化財保護の推進

文化・歴史を活かしたまちづくり

新宿の文化・歴史資源の発信

- 1 - 区民による新しい文化の創造

新しい文化創造を担う人材の育成

若者のアイデアを形にする場の提供と支援のしくみづくり

- 1 - 文化・芸術創造の基盤の充実

ホンモノの文化・芸術と触れ合う機会の拡充

専門家や愛好家、地域団体等とのネットワークづくり

## (4) 各主体の主な役割

- 区民： 文化・芸術の鑑賞・創作・表現活動への参加  
歴史や伝統文化の理解、保存と継承  
文化・芸術を継承、発展、創造していく人材の育成
- 地区協議会、町会・自治会、NPO など：  
歴史や伝統文化の保存と継承  
文化・芸術に関する活動の情報交換や多様な場づくり
- 事業者： 文化・芸術に関する企業支援  
自主的な文化・芸術活動の展開
- 区（行政）： 文化・芸術に関する活動の支援と情報の発信  
歴史や伝統文化の保存と継承の支援

## (5) 成果指標

基本計画策定時に区が設定。

---

## (6) 関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

### - 2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

#### (1) めざすまちの姿・状態

新宿のもつ歴史と異種産業の混在集積した都市特性とを活かし、活気ある産業を呼び起こし、新宿ならではの新たな産業を生み出していくとともに、企業の事業活動拠点としても魅力的なまちをめざします。

#### (2) 課題

特定地域に集積する特徴ある産業や伝統や文化を担う業種などの競争力を強化し、地域の特性に合わせた産業として支援していくことが求められています。

異種産業の融合は新しい産業を生む潜在力となっています。それらの異種産業間の交流の機会をより多く提供することが必要です。

情報産業、ファッションやアート産業、伝統産業等々の創造性を活かした新しい試みを支援していくことが求められています。

地域の特性を活かしたまちの活性化や地域が抱える課題をビジネスの手法により解決していくしくみづくりが求められています。

産業の創造的な担い手となる人材の育成やマネジメント能力のある人材の活用をめざして、産学公の連携を進めることが求められています。

#### (3) 施策

##### 1) 施策の基本的考え方

伝統産業における技能の保存、継承、発展に努め、文化、芸術との連携のしくみづくりを支援します。

新宿のもつ歴史と異種産業の混在集積した都市特性を活かした新しい産業の創造、起業を支援します。

伝統産業や個性的な文化・観光産業などを、新たな創造型産業として振興を図ります。

空き店舗の活用など商店街の活性化や地域のニーズに対応したコミュニティ・ビジネスの育成を図ります。

学校、企業、地域などと連携して、産業を支える創造的な人材、マネジメント能力のある

---

---

人材を育成するとともに、若者の就業・創業を支援し、雇用の安定を図ります。

## 2) 施策の体系

《個別目標》

- 2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち

《基本施策》

- 2 - 新宿の魅力や高付加価値な情報を発信する産業の創造

《基本施策の具体的な内容の例示》

《チャレンジする中小企業・人》への総合的支援

文化芸術との融合による新産業の創出支援

新宿の魅力を発信する都心商業・サービス業の活性化

- 2 - 地場産業の活性化、地域における様々な新しいビジネスの誕生

地場産業の活性化や新たなものづくり産業への支援

地域を基盤とした新たなビジネスの創造への支援

- 2 - 産業を支える創造的な人材の確保と、雇用の安定

すぐれた能力と意欲ある人材の育成・支援

(人づくり(学校教育と専門教育・生涯教育)との連携)

若者の就業・創業支援

## (4) 各主体の主な役割

- 区民： 起業へのチャレンジ  
地場産業の理解、保存と継承  
産業関連のイベントや事業への参加
- 地区協議会、町会・自治会、NPO など：  
区民や事業者に対する情報提供  
産業関連のイベントや事業の企画・実施  
コミュニティビジネスの手法による地域課題の解決
- 大学等  
新たな研究分野の開拓  
企業、区との連携  
創造的な担い手、マネジメント能力のある人材の育成
- 事業者：  
異業種交流による新分野の開拓、進出  
地域に密着した企業活動  
地場産業などの後継者育成  
都市特性を活かした新しい産業の創出  
創造的な担い手、マネジメント能力のある人材の育成
- 区(行政)： 産業の活性化のための基盤整備



---

創業・起業・就業の支援  
異業種交流の促進  
産業に関する情報提供

## (5) 成果指標

基本計画策定時に区が設定。

## (6) 関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

# - 3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

## (1) めざすまちの姿・状態

働き場、学び場、遊び場としての多様な魅力を高めて、区民が誇れ、来訪者がまた訪れたい交流とふれあいのあるまちをめざします。

## (2) 課題

観光情報の収集、提供、観光施策の企画、調査、実施など多様な主体の協力、連携による体制の整備が求められています。

新宿にある豊富な魅力や文化・観光資源について、情報の収集・整理・共有・発信を進め、新宿のもつ魅力を再発見・再認識できる環境の整備が求められています。

店主の高齢化や空き店舗の増加などによる商店街の空洞化や消費者ニーズの多様な商店街を取り巻く環境の変化への対応が求められています。

新宿が創造・発信している最先端の情報、歴史・文化資源、観光資源などを活かし、国内外の交流を推進していくことが求められています。

文化・芸術や産業にかかわる団体、専門家、国、都、他区市町村、企業、NPOなどとの連携のあり方を検討していくことなどが求められています。

戦後半世紀以上を経過し、戦争の悲惨さを直接に継承する人が少なくなっている中で、若い世代に平和の大切さの認識を一層深めていくことが大切です。

---

## (3) 施策

### 1) 施策の基本的考え方

新宿の文化、観光を案内、発信するため、関係機関と連携、協働して、PR体制の整備を進めます。

多様性や懐の深さといった新宿らしさを十分に楽しめる観光資源、観光ルートなどの環境整備を進めます。

地域特性に合わせた、個性的で魅力ある商店街づくりを支援し、地域のコミュニケーションの場、ふれあいの場として、商店街の活性化を図ります。

国内、国外から多くの来訪者があるまちの特徴を活かして、市民同士の文化交流などを支援し、ふれあいの場を提供していきます。

地域の伝統産業に従事する専門技術者や芸術家との交流を促進して、付加価値の高い新宿ブランド、地域ブランドの確立をめざします。

区民一人ひとりに平和の大切さ、尊さを再認識してもらうために、様々な機会、平和意識の普及、啓発に努めていきます。

### 2) 施策の体系

#### 《個別目標》

- 3 - ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち

#### 《基本施策》

- 3 - 新しい文化・観光の創造・発信

##### 《基本施策の具体的内容の例示》

新たな文化・観光の芽を育むしくみづくり

新たな情報発信のしくみづくり

新宿ブランド、地域ブランドの発信

繁華街の刷新と新たな大衆文化の発信

新宿文化・観光ビューローの創設

若者の活気を活かしたイベントの充実

- 3 - 文化と観光・産業との連携

企業と文化・芸術家との交流・連携促進

歩いて楽しむ「まちなか」観光の振興

- 3 - 誰もが、訪れたい活気と魅力あふれる商店街づくり

個性的で顔の見える商店街づくりへの支援

まちづくりと連携した商店街の活性化支援

平和意識の醸成  
海外友好提携都市との市民レベルの相互交流  
友好都市等との住民同士の相互交流

#### (4) 各主体の主な役割

- 区民： 地域の魅力づくりへの参画  
地域商店街の活用、イベントなどへの参加  
来訪者への情報提供、交流、ふれあいの場づくり  
平和に対する意識の醸成
- 地区協議会、町会・自治会、NPO など：  
区民や事業者に対する情報提供  
商店街に関するイベントや事業の企画・実施  
観光資源の保護、活用の促進
- 事業者： 魅力的な店舗づくり  
商店街振興への参加・協力  
周辺的生活環境への配慮  
文化、観光情報の発信・提供
- 区（行政）： 多様な主体との連携促進や支援  
観光情報の提供、観光資源などの環境整備の支援  
商店街への支援  
国際・国内交流の推進  
平和に対する意識啓発

#### (5) 成果指標

基本計画策定時に区が設定。

#### (6) 関連する主な個別計画

基本計画策定時に関連する個別計画を記載

## **第4章 基本計画に示す**

### **協働リーディング・プロジェクト**

# 基本計画に示す協働リーディング・プロジェクト

## 1. 協働リーディング・プロジェクトの位置づけと内容

### (1) 位置づけ

\* 協働リーディング・プロジェクトは、新基本計画において、区が目指す協働のまちづくりを先導するために実施するプロジェクトである。

### (2) 内容

\* 協働リーディング・プロジェクトの目標は、区が目指すまちづくり実現の観点から、重要性が高く、かつ複数の分野にまたがる横断的な目標を設定する。

\* 協働リーディング・プロジェクトは、基本計画に位置づけられる基本政策の中から、類似した複数の基本施策を束ねるものとして位置づける。

## 2. 協働リーディング・プロジェクトの構成と「まちづくりの基本目標」との関係

	「新宿型近隣力」再生プロジェクト	みんなで育む水辺と森の環形成プロジェクト	新しい価値を創造し発信するアートのまちづくりプロジェクト
区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち			
だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	▼	▼	▼
安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち			
持続可能な都市と環境を創造するまち			
まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち			
多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち			

---

### 3 . 協働リーディング・プロジェクトの進め方

#### (1) 地域を中心とした多様な主体との協働によるプロジェクトの推進

- \* プロジェクトは、各地区においてまち歩きやまちづくりの課題の検討を通じて作成された「地域別まちづくり方針」意見書の成果等をもとに、地域のコミュニティ、自然、歴史、施設などの地域特性に応じて、地域が主体となって選択する。
- \* プロジェクトは、地域の様々な課題解決に取り組む地区協議会に加え、それぞれのプロジェクトの特性に応じて課題解決に取り組むNPO、大学、専門家、企業などと連携して進める。
- \* 行政は、これら多様な主体のコーディネートやマッチング機能を発揮し、プロジェクトの取組みを後押しするとともに、成果の見え始めた取組みについては、そのノウハウ等を他地域へと積極的に展開させていく。
- \* こうした取組みを通じて、区民、区職員、企業市民等すべての主体が、まちづくりのスキル（参加・協働等）や地域での問題解決の方法を身につけていくとともに、新宿区の都市にふさわしいコミュニティづくりを進めていくことができる。

#### (2) 子どもの参画のしくみの導入

- \* プロジェクトには、できるだけ子どもの参画のしくみ注）を導入する。
- \* 子どもの声を聞き、子どもの主体的な参加を促すまちづくりを行うことで、次世代の新宿の可能性を示すことができる。
- \* また、大人は、子どもたちに対して「地域を担う大切な一員であること」「経験を通して、失敗を繰り返しながら、生きる力を育てていこう」という、大人になるプロセスで必要なメッセージを伝える機会を持つことができる。

注）子どもの参画とは、まちづくりを進めていくにあたり、子どもにも重大な影響を及ぼすことがらについて、大人の活動に子どもも加わって、計画、デザイン、モニタリング、マネージメント等に参画することをいう。真の子どもの参画は、「今」だけではなく「未来」を築くためのアプローチであり、子どもたちが正しく評価する目と自身の責任と能力のセンスを磨くことができるようになるために有効である。

---

## 4. プロジェクト

### (1) プロジェクト 1 「新宿型近隣力」再生プロジェクト

#### 1) 目標

人びとが暮らしの場で自然に織り成す近隣の人づき合いの関係は、お互いに助け合い、情報を交換し、地域を元気にし、暮らしの課題解決と一緒に取り組む潜在的な力(「近隣力を」)もっています。ところが、高齢化や少子化の進展、集合住宅居住世帯や単身世帯の増加、個人主義的意識の浸透などにより、この近隣力が衰弱し、社会的孤立が深まることによって、今後日常の暮らしで生じるさまざまな問題の解決が困難になる事態が懸念されており、「近隣力」を再生させることが重要な課題になってきています。

新宿のような都市化が高度に進んだ地域社会において、この「近隣力」を再生させるためには、地域住民の間で自然発生的に生まれるご近所付き合いに期待するだけでは不十分であり、人と人がつながり、暮らしの問題をともに語りあえるような「出会いの場」や「集いの場」「いこいの場」を積極的に作っていきます。また、それらの「出会いの場」や「集いの場」で出てくる課題を解決するために、地域住民をはじめ、ボランティア、NPO、町内会や自治会、地区協議会、社会福祉協議会、行政の関連部署が連携し、ネットワークをつくりながら応援するなど、必要な公私のサービスにつなげていく仕組みづくりに取り組んでいきます。

#### 2) 取り組みの内容

このプロジェクトでは、地域住民、ボランティア団体、NPO、町内会・自治会、地区協議会、社会福祉協議会、行政関連部署が連携して、子育てや青少年育成のための「出会いの場」ネットワークづくり、団塊世代の「地域デビュー」を促進する「集いの場」ネットワークづくり、ひとり暮らし高齢者など社会的に孤立しがちな人たちのための「いこいの場」ネットワーク作りに取り組めます。

具体的には、住民の自発的意思を尊重しながら、拠点となる地域を定めて、そこを核としながら、関心をもち協力しあえる人・団体・機関のネットワークをつくり、全区的な取り組みへの展開をめざします。

< 関連する基本施策(5施策) >

- 2 - 地域自治のしくみと支援策の充実
- 2 コミュニティ活動の充実と担い手の育成
- 2 - 地域で安心して子育てができる新たなしくみづくり
- 1 住み慣れた地域で支え合うしくみづくり
- 4 犯罪の不安のないまちづくり

---

### 3) 実施が想定される地域

高齢化の進展が著しい住宅地区 など

### 4) 期待される効果

区民の社会的孤立化を防止し、社会参画への支援を行うことにより、地域で暮らす人々の暮らしを心身ともにゆたかにすると同時に、近隣で社会的絆を豊かに作り出すことで、コミュニティの機能を充実させ、住民自治の基盤をつくることができる。またさまざまな異なる立場で活動しているボランティアや NPO と地域組織、行政機関が出会い、協働する有効な機会が提供できる。

## (2) プロジェクト 2 みんなで育む水辺と森の環形成プロジェクト

### 1) 目標

豊かな水辺とみどりは、暮らしを豊かにする区民共有の財産であるとともに、新宿を訪れるすべての人々に魅力ある環境を提供するための重要な要素です。

しかし、新宿のみどりは年々失われつつあり、水辺の環境を守り、生かす取り組みも十分とは言えない状況にあります。新宿で暮らし、活動するすべての人々が、豊かな水辺とみどりを守り育む取り組みを進めることが求められています。

このため、区民と行政、企業等民間団体などが一体となって、新宿を象徴する水辺と緑の空間として、「水辺と森の環」を形成する取り組みを進めていきます。

### 2) 取り組みの内容

新宿御苑や外堀に代表される、重厚な歴史をもつ水辺とみどりの空間を復活、再生させ、拠点となる質の高い水辺と緑を、未来に受け継ぐ区民共有の財産として、官民一体となって整備していきます。また、これらを結ぶまちなみにおいても、区民と行政、企業等がそれぞれの立場で身近な水辺とみどりを育む取り組みを進め、区の全域を囲む水辺と緑の「環」を形成して行きます。

< 関連する基本施策（6 施策） >

- 2 - 地域自治のしくみと支援策の充実
- 1 - 地球温暖化対策の推進
- 2 - 水とみどりの骨格の形成
- 2 - みどりを残し、まちへ広げる
- 2 - 楽しく歩けるネットワークづくり
- 3 - 参画協働のまちづくり手法の開発



---

### 3) 実施が想定される地域

水辺（新宿御苑や外堀・川（神田川・妙正寺）沿道空間など）や緑地（落合斜面緑地など）を抱える地区

### 4) 期待される効果

公園や道路、河川など特定の都市基盤整備では困難な、総合的、体系的な取り組みにより、失われつつある区民共有の財産を未来に継承することができ、また、魅力ある都市環境の形成により定住の促進、地域活動や交流の活性化など地域の振興にも役立ちます。

また、新宿で暮らし、活動するすべての人々が関係し、区の全域に広がる取り組みであるため、あらゆる立場の人々の参画と議論、取り組みの実践を通じて、多様な主体の協働によるまちづくりへの啓発や仕組みの構築が進展し、さまざまな分野での取り組みへの展開も期待できます。

## (3) プロジェクト 3 新しい価値を創造し発信するアートのまちづくり プロジェクト

### 1) 目標

新宿は日本で最も多くの人が行き交い、常に最先端の情報が創造、発信される都市です。しかし、全国の人々が抱えている新宿のイメージは必ずしも豊かさや魅力だけではありません。

交流拠点、文化の発信拠点として新宿がその可能性を最大限に生かして、魅力ある都市として発展して行くためには、活発な交流と情報の集積を価値ある文化の創造に結びつけていく仕組みが必要です。

新宿に集う人々の意欲やアイデアを形にして、新たな文化を創造し、さらにこれを生かしたにぎわいと新宿らしい産業の育成に結びつける取り組みを進めます。

### 2) 取り組みの内容

新宿に集う人々による新たな文化の創造のモデルとしてアートに着目し、活動と発表の場を求める若手のプロやプロの卵となる人々の、活動を支援するための場や機会を提供する取り組みを進めます。

区民や企業、教育機関等の民間団体と行政が、遊休化した施設等の空間や資金、情報チャネル、人材など、それぞれの資源を持ち寄り、新宿に集うアート系人材に活動の場や発表の機会を提供することで、新宿発の新たな文化の発信を活性化します。

< 関連する基本施策（7施策） >

- 1 - 協働の推進に向けた多様な主体への支援とネットワーク化

- 
- 2 - まちの「広場の利用」の推進
  - 1 - 新しい文化・観光の創造・発信
  - 1 - 文化・芸術創造の基盤の充実
  - 2 - 新宿の魅力や高付加価値な情報を発信する産業の創造
  - 3 - 文化と観光・産業との連携
  - 3 - 若者による新しい文化の創造

### 3) 実施が想定される地域

空家や空き室のある一般民間施設や学校を抱える地区、賑わいの拠点となる地区など

### 4) 期待される効果

独自の新しい文化の発信が活性化することにより、都市イメージの向上と活動と発表の場を求める人々の更なる集積により、一層の交流の活性化が図られます。また、こうした効果を生かした、商業・サービス業など地域産業の活性化が期待できます。

さらに、新宿を舞台とした多様であたらしい文化活動の活性化により、区民がアートに触れ、楽しむ機会が拡大し、区民の生活の豊かさの向上にも寄与します。

**その他 区民と専門家による**

**チェックのしくみの創設**

## 区民と専門家等によるチェックのしくみの創設

---

平成20年度からスタートする新基本計画について、その進捗状況を行政だけでなく、行政外部からもチェックするしくみの創設を基本構想審議会として提案します。

具体的には、現行の行政評価制度に「区民及び専門家等による外部評価のしくみ」を新たに導入することです。

この外部評価のしくみを導入することにより、これまで行政の内部評価でしかなかった行政評価について、その客観性・信頼性をより一層高めることが期待できます。

また、区民、専門家等が計画の進捗状況を評価・確認する中で、区民会議提言に対する区の実行状況についての把握も可能となります。

さらに、計画の進捗状況のチェックに、区民、専門家等による外部評価を組み込むことにより、計画・実行・評価・改善という一連のサイクルの「評価」の部分へ、区民参画を制度として担保することとなります。

以上のことから、基本構想審議会として、計画の適切な進捗管理を図るために、「区民及び専門家等によるチェックのしくみ」を早期に創設することを提案するものです。

## 参 考

---

## 用語集

### あ 行

#### アーティスト

音楽家などの芸術家のこと。

#### アスベスト問題

現在、アスベスト（石綿）は、発ガンの原因となることが指摘され使用が制限されている。しかし、以前は建築物の鉄骨に吹きつけられていたことから、アスベストを使用していたことが発覚した既存建築物が問題となっていた。

#### アプローチ

導入部のこと。

#### アメニティ

心地よさという意味から転じて、快適な生活環境・空間をいい、人間的なすみやすさを示す概念。

#### インフラ

道路・鉄道・上下水道・電気・通信等の都市の骨格を形成する根幹的な都市施設

#### LRT(新路面電車)

都市内の道路交通自由帯緩和と環境問題の解消を図るために導入が進められている新しい交通システムで超低床車両の導入により、高齢者・障がい者も乗降が容易な乗り物。

#### NP (民間非営利組織)

法人格を有し、行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする民間非営利組織。

#### 延焼遮断帯

大震災時等の市街地の大火を防止するため、幹線道路や河川、鉄道を骨格として活用し、沿線の不燃化により市街地を区切り、火災の延焼拡大を防止する機能。

#### エコマネー(地域通貨)

「エコノミー(経済)」と「エコロジー(環境)」「コミュニティ(共同体)」が一体となった「エココミュニティー」で流通するお金「エココミュニティーマネー」を略した造語。今の貨幣経済では表しにくい価値を表す、その地域だけで用いられる交換手段としての通貨。

#### オープンカフェ

公道にパラソルやテーブル椅子などを並べ営業する形態。

#### オープンスペース

公園・広場・道路・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

#### 温室効果ガス

地球温暖化の原因となる温室効果を起こす気体の総称で、二酸化炭素/メタン/一酸化二窒素などを指す。

### か 行

---

## 介護予防

機能訓練、筋力トレーニング、栄養状態の改善、痴呆予防の取り組み等、高齢者が介護に頼ることなく健康に暮らすことができるようにするための活動や対策。

## 観光ビューロー

各種大会、展示会といった観光イベントの窓口機関。

## 幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、広域的な通過交通を処理する道路。

## キーワード

文章の意味などを理解する上で、重要な鍵となる語句。

## 基礎自治体

住民にとって最も身近な行政サービスを提供する市町村、特別区（東京 23 区）のこと。

## 帰宅困難者

大地震発生直後に交通機関の運行が停止し、自宅が遠いため帰宅をあきらめたり、いったん徒歩で帰宅を開始したものの、途中で帰宅困難となり保護が必要となる人。

## 京都議定書

1997 年に京都で開催された「第 3 回気候変動枠組み条約締約国会議（COP3）」で採択された、温室効果ガスの排出量の削減計画で、正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」。2005 年 2 月に発効し、日本は温室効果ガスの排出量を 2008 年から 2012 年までに、1990 年比で 6 %削減することが求められている。

## 景観法

景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等、所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。

## 景観計画

景観法に基づいた良好な景観形成を図るための計画。

## 景観行政団体

政令指定都市・中核市は、自動的に景観行政団体になり、その他の市町村は都道府県と協議・同意により、景観行政団体となる。

## 景観協定

建築物や工作物のデザイン・色彩、規模、用途等に関する事項等について全員合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり。

## 健康寿命

人の寿命あるいは余命のうち、心身ともに健康で暮らすことができる期間。近年、実質的な寿命を測る指標として用いられるようになった。

## 建築協定

住宅地まちは状天蓋としての環境や利便性を高度に維持増進するなどのため、土地所有者等の全員の合意によって、建築基準法に決められた最低限の基準に加え、それ以上のきめ細かい基準を定めて、協定を締結するもの

## コーディネート

---

各部分の調整をはかって、全体がうまくいくように整えること。

### 「子どもの権利」

子どもの保障されるべき基本的な人権を国際的に定めた条例が、1989年11月20日国連総会において採択され、1990年に「子どもの権利条約」が国際条約として発効された。日本は、1994年に条約を批准した。この条約による子どもの権利とは、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」のこと。

### コミュニティガーデン「地区の庭」

地域住民が主体となって、地域のために場所の選定から造成、維持管理までのすべての過程を自主的な活動によって支えている「緑の空間」やその活動そのものをさす概念。

### コミュニティバス

一定の地域を、その地域の必要目的に合わせて運行するバス。

### コミュニティ・ビジネス

市民が主体となって地域課題の解決にビジネスとして取り組み、コミュニティの再生と、雇用や地域経済の活性化を同時に達成しようとする新しいまちづくりの手法。具体的な取り組み事例として、介護／福祉／育児・家事支援／教育／環境保護／公営施設の管理／ものづくり／観光／レストラン／コンテンツビジネス／コミュニティFM／コミュニティバスなどがある。

### コミュニケーション

自分と相手の共生共栄と相互尊重のために行う情報交換・共有の意味。

### コミュニティ・ゾーン

住宅地において、ゾーン内へ入る通過車両の進入を抑制し、歩行者・自転車・自動車がお互いに安全に通行できる環境づくりをめざす事業

### コレクティブハウス

個人や家族がそれぞれ独立した住戸に居住して自立した生活を行うとともに、食堂や共用室などの共用スペースをもち、そのスペースを居住者自身が共同で利用・管理していく共同生活型住居。

### 交通アセスメント

大規模開発の交通に与える影響を予測・評価して、適正な交通サービスレベルが確保されるように求めるもの。

### 交通需要管理

道路や鉄道の混雑を解消するために、たとえば道路を混雑しているから道路を拡幅するのではなく、逆にその道路に入ってくる自動車を減らして混雑を緩和しようとする交通需要の抑制や分散を図っていく手法の体系。

### 交通バリアフリー法

高齢者、身体障害者などの公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、鉄道駅等の旅客施設及び車両などについて、公共交通事業者がバリアフリー化を推進するとともに、一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進することを目的とする法律。

さ 行

SARS



---

重症急性呼吸器症候群と呼ばれる感染症で、2003年の冬に東アジアを中心に急速に広まった。肺炎に似た症状があり、高熱や呼吸困難がみられ、頭痛、全身の倦怠感や意識混濁などの症状もある。

#### **災害時要援護者**

お年寄りや子ども、障害者や外国人等、災害が発生した際に弱者の立場となり、避難等の手助けを必要とする人々。

#### **災害復興計画**

大震災が発生したときに、東京都等の関係機関や住民と協力して復興事業を行うために策定された計画。

#### **自治基本条例**

住民自治・団体自治の両面から、自治体運営の目標や理念、基本原則を定める条例。2001年4月施行の北海道ニセコ市「ニセコ町づくり基本条例」が、自治基本条例の先駆けとされている。

#### **循環型社会**

大量消費・大量廃棄等と対置して、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の実践により、鉄、アルミ、プラスチック等の資源が何度も社会の内部を循環する環境への負荷の少ない社会。

#### **市街地再開発事業**

都市再開発法に基づき、既成市街地の土地の合理的で健全な利用と都市機能の更新を図るため、公共施設の整備、建築物および建築敷地の整備などを行う事業。

#### **シックハウス問題**

建材、塗料、家具などから発生するホルムアルデヒドなどにより、室内の空気が汚染されることにより引き起こされる病気や症状をシックハウス症候群と呼ぶ。近年、住宅の高気密化が進むなか、十分な換気が行われないことにより、顕在化した問題。

#### **住宅ストック**

住宅を社会資産とみなし、空き家も含めた全ての住宅を指す。

#### **食育**

健康の基本となる食生活について教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、調理法、味覚形成、食べ物に関する知識を学ぶことで、豊かな食生活の楽しむ力をつけることを目指すこと。

#### **新型インフルエンザ**

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することにより発症する病気で、通常、ヒトからヒト等、同種の間で観戦するものである。ただし、ウイルスが、変異することで異なる種にも感染するようになり、そのウイルスにより起こるインフルエンザを新型インフルエンザと呼ぶ。

#### **「絶対高さ制限(高度地区)」**

都市計画法に規定された地域地区の一種、市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める。新宿区では、斜線型高さ制限に加え、建築物の高さを一定の高さ以下に制限する、絶対高さ制限を指定。

#### **生活習慣病**

食習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に影響を及ぼす疾患の総称。肥満、高血圧、循環器病などは生活習慣病の一例である。

#### **生活道路**

通過交通を排除した、歩行者優先の道路。

---

## セーフティネット

サーカスの空中ブランコや綱渡りのとき、万が一の落下に備えて張られている網のことで、ここでは安全を守る仕組みのことを言う。

## セクシュアルハラスメント

労働や教育などの公的な場の社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を行うこと。

## セットバック

建物の建て替え時などに道路に面する壁面を後退させ、空地を確保すること。

## た 行

### タウンモビリティ

中心市街地をバリアフリー化して、電動スクーターや車椅子、カーなどを貸出、高齢者や障害者に利用しやすい街にしようという事業。

### 多文化共生社会

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め、理解しあい、ともに生きていく社会。

### 地域分権

生活に身近な行政サービスを身近な行政機関が提供するとともに、地域課題を地域のなかで解決することができるよう、自治体内の小地域を所管する行政区等の行政機関に一部権限を委譲すること。

### 地域主権

主権者である住民自身が互いに協力し、地域のために主体的に考え、行動することが重要であるという考え方。

### 地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、一体として区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するための計画。

### 地方分権

住民に近い行政機関が住民の声を活かし、地域にあった行政サービスを提供するため、国から都道府県、市町村に権限や財源を委譲し、地方自治体が各種決定を行うようにすること。

### 東京都条例の新防火地域

防火地域と準防火地域の間位置する「新防火規制」が条例によって導入都内建築物の不燃化を促進し木造密集地域の再生産を防止するために、平成15年の東京都安全条例の改正により創出された東京都独自の防火制度。

### ドックラン

青空の下で犬がノーリードで思い切り遊べる施設を総称して言う。

## な 行

### ノーマライゼーション

障害者に、全ての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目指す社会福祉。

---

## は 行

### ハイセンス

高い品質な、品の良い

### ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化した図。

### バリアー

障壁、障害。

### バリアフリー

高齢者や障害者が社会生活していくうえでの、物理的、社会的、制度的、心理的および情報面での障害を除去すること。

### バックアップ

誤ったデータの変更や消去などによって失われようとするデータの複製をあらかじめ作成し、データを復旧できるようにすること。

### ハンブ

道路上に舗装を盛り上げ、高速で通過するとショックが生じるように、物理的に自動車の速度を抑制。

### ビオトープ

野生の生物が生息し、自然の生態系が機能する空間。「生き物に配慮した空間」という意味で広く用いられている。

### PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善・見直し）の頭文字を取った事業サイクル。計画から見直しまでを一貫した流れとして捉え、次期計画や事業に、前期の評価を反映させることを目的とする考え方。

### ヒートアイランド現象

自然の気候とは異なった都市独自の局地気象現象で、都市への人口集中による大量の人口熱の放出、アスファルトやコンクリートによる地表の被覆等の結果、郊外に比べ都心部ほど気温が高く、等温線が島のような形になるので、この名がついた。

### フリーマーケット

「ものは、使える限り大切に」という、省資源・省エネルギーの思想と、環境保全まで含めた考え方で、不用品や再生が可能なものを公園や広場に持ちよって売買・交換し再利用を図る市民レベルの知恵として各地に広がる。

### ペDESTリアンデッキ

駅前広場などに設置される歩行者のための高架の通路や広場として歩行者が快適に歩け、休むことができる空間。

### ホームページ

情報の発信や共有などのためにあるインターネット上のページ。

### ポケットパーク

チョッキのポケットほどの公園という椅子で、わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとする空地。

---

## ボランティア

様々な分野で自然性、無償性および奉仕性の原則に基づいて、共に喜びを持って市民生活を支えあいながら活動しようとする人々またはその行為

## 細街路拡幅整備事業

建築物を新築・更新する際に、地権者の承諾のもとに幅員 4 m に満たない道路を拡幅整備する事業。

## 防災生活圈

震災時に燃え広がることなく、逃げないですむ街をつくるために、延焼遮断帯の整備と建築物の不燃化を促進するとともに、住民環防災組織の育成等を図り、一体として防災対策を進めていく地区として示す、延焼遮断帯に囲まれた 1 つの圏域。

## ま 行

### マッチング機能

物事や人を組み合わせ、結びつきをもたせる機能。

### みどり

緑を構成する樹木、樹林、草地などの植物など。

### 木造密集住宅市街地(木造密集地域)

道路などの都市基盤の整備が行われないまま、老朽木造住宅などの建物が高密度に建っている市街地(地域)。

## や 行

### ユニバーサルデザイン

障がい者、高齢者、健常者などの区別なく、だれもが分け隔てなく使える、通れる、住めるような商品、まち、公園、家の設計等をデザインしようとするもの。

## ら 行

### リサイクル

不要になったものを原料として、新たな物を作り、活用し、循環させること言う。

### リユース

部品などの再利用。

### 緑被率

一定の地域において、その地域の土地面積に対するみどりの被覆面積の割合。

### 緑地協定

都市緑地法に基づき、良好な住環境を創っていくため、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するもの。

### ライフステージ

幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期といったように、人の一生を身体的、精神的な発達段階に応じて区分した各段階。

---

## ライフライン

日常生活に必要とされる水道、ガス、電気、通信等の供給ルート。

## わ 行

### ワークショップ

市民参加によるまちづくりの手法の一つ、直訳すれば「工房、作業所」という意味ですが、一般的には「立場や経験、考え方の異なる人も含めて参加者全員の協働作業を通じて、知恵と工夫を出し合い、成果をとりまとめていくこと」と定義。

### ワーク・ライフ・バランス

誰もが仕事とそれ以外の責任・欲求とをうまく調和させられるような生活リズムのもてる働き方を調整すること。

### ワンルームマンション条例

単身世帯が多いという地域特性を反映し、ワンルームマンションが多く建設され、一方では高齢社会を反映して高齢者の単身世帯の増加等、さまざまな人の暮らしやすい地域づくりの必要性を考慮し平成16年に新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例を施行。

新宿区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

- 1 新宿区基本構想の見直しについて
- 2 新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

平成18年7月7日

新宿区長 中山弘子

## 新宿区基本構想審議会委員名簿

	氏 名	役 職 名 等
学識経験者（7人）	寄本 勝美	早稲田大学政治経済学術院教授
	汐見 稔幸	東京大学大学院教育学研究科教授
	会長代理 成富 正信	早稲田大学社会科学部教授
	会 長 卯月 盛夫	早稲田大学芸術学校教授
	輿水 肇	明治大学農学部教授
	廣江 彰	立教大学ビジネスデザイン研究科教授
	三田 啓一	早稲田大学客員研究員
区民又は 区内各種団体構成員 (21人)	高山 俊達	新宿区民会議委員（第1分科会）
	藤乗 たみ代	新宿区民会議委員（第2分科会）
	山下 馨	新宿区民会議委員（第3分科会）
	小宮 徳明	新宿区民会議委員（第4分科会）
	平松 南	新宿区民会議委員（第5分科会）
	高野 健	新宿区民会議委員（第6分科会）
	大友 敏郎	四谷地区協議会
	津吹 一晴	笹筥地区協議会
	上原 一	榎地区協議会
	野尻 信江	若松地区協議会
	川井 清	大久保地区協議会
	古沢 謙次	戸塚地区協議会
	小宮 一夫	落合第一地区協議会
	鎌田 利定	落合第二地区協議会
	安田 明雄	柏木地区協議会
	矢屏 昭治	新宿駅周辺地区協議会
	大崎 秀夫	新宿区町会連合会
	中村 靖彦	新宿区医師会
	近藤 龍観	東京商工会議所新宿支部
	坂本 二郎	新宿区商店会連合会
	世継 信一	新宿区高齢者クラブ連合会
区議会議員（7名）	小畑 通夫	新宿区議会議員
	宮坂 俊文	新宿区議会議員
	山添 巖	新宿区議会議員
	沢田 あゆみ	新宿区議会議員
	おぐら 利彦	新宿区議会議員
	根本 二郎	新宿区議会議員
	久保 合介	新宿区議会議員

## 新宿区基本構想審議会・起草部会委員名簿

	氏 名	役 職 名 等
学識経験者（7人）	寄本 勝美	早稲田大学政治経済学術院教授
	汐見 稔幸	東京大学大学院教育学研究科教授
	部会長 成富 正信	早稲田大学社会科学部教授
	卯月 盛夫	早稲田大学芸術学校教授
	輿水 肇	明治大学農学部教授
	廣江 彰	立教大学ビジネスデザイン研究科教授
	三田 啓一	早稲田大学客員研究員



## 新宿区基本構想審議会開催経過

回	開催年月日	会 場	審議事項等
第1回	平成18年 7月 7日	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱</li> <li>・会長、会長代理の選任</li> <li>・諮問</li> <li>・審議方針について</li> </ul>
第2回	平成18年 7月19日	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議方針、日程等について</li> <li>・起草部会の設置について</li> <li>・新たな基本構想の課題について               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 時代潮流とまちづくりの課題 -</li> </ul> </li> <li>・区民会議提言書 章について</li> </ul>
第3回	平成18年 8月 4日	新宿清掃事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民会議提言書 章について</li> </ul>
第4回	平成18年 8月30日	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民会議提言書 章について</li> </ul>
第5回	平成18年 9月 8日	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民会議提言書 章について</li> </ul>
第6回	平成18年10月 4日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民会議提言書 章について</li> </ul>
第7回	平成18年10月16日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民会議提言書 章について</li> <li>・区民提言以外の主要論点について</li> </ul>
第8回	平成18年10月30日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨子案審議（グループ別審議）</li> </ul>
第9回	平成18年11月14日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画審議会の審議状況報告について</li> <li>・骨子案審議（グループ別審議）</li> </ul>
第10回	平成18年11月20日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨子案審議（グループ別審議）</li> </ul>
第11回	平成18年12月 5日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨子案審議（全体）</li> </ul>
第12回	平成18年12月14日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨子案決定</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
第13回	平成19年 1月25日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案審議</li> </ul>
第14回	平成19年 2月 5日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案審議</li> </ul>
第15回	平成19年 2月13日	本庁舎大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案審議</li> </ul>
第16回	平成19年 2月17日	早稲田大学 井深大記念 ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案審議</li> <li>・答申</li> </ul>

## 新宿区基本構想審議会・起草部会開催経過

回	開催年月日	会 場	審議事項等
第1回	平成18年 8月30日	教育センター	・部会長の選出について ・基本構想・基本計画の構成、内容について
第2回	平成18年 9月 8日	教育センター	・作業方針、日程等について ・基本構想・基本計画の構成、内容について
第3回	平成18年10月 5日	本庁舎交流の場	・今後の進め方について ・骨子(案)について
第4回	平成18年10月16日	本庁舎大会議室	・骨子(案)について
第5回	平成18年10月18日	教育センター	・骨子(案)について
第6回	平成18年10月23日	本庁舎交流の場	・骨子(案)について
第7回	平成18年10月30日	本庁舎交流の場	・骨子(案)について
第8回	平成18年11月14日	本庁舎交流の場	・骨子(案)について
第9回	平成18年11月30日	本庁舎交流の場	・骨子(案)について
第10回	平成18年12月 5日	本庁舎交流の場	・骨子(案)について
第11回	平成19年 1月31日	本庁舎交流の場	・答申(案)について